国自基第245号の3 国自審第2680号の3 令和5年3月24日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」の一部改正について (依命通達)

今般、「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」(令和2年3月31日付自技第269号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので傘下会員(組合員)に対し周知方お願いします。

新旧対照表 「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」(令和2年3月31日付国自技第269号)の一部を改正する通達 改正 令和5年3月24日付け国自基第245号、国自審第2680号

「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」(令和2年3月31日付国自技第269号)の一部改正  $\bigcirc$ 

改 正 後	東 王 苑
走行環境条件の付与の実施要領	走行環境条件の付与の実施要領
<ul> <li>1~第4 (略)</li> <li>5 申請書及び添付書類</li> <li>走行環境条件の付与を申請しようとする者(以下「申請者」という。)</li> <li>で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる時期に、提出するものとする。</li> <li>(1)申請に係る装置の構造及び性能を記載した書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。)</li> </ul>	<b>第1~第4</b> (略) <b>第5 申請書及び添付書類</b> 1 走行環境条件の付与を申請しようとする者(以下「申請者」という。) で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書 ( <u>以下、</u> 「申請書」という。)に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄 に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる 時期に、提出するものとする。 (新設)
(2) 申請に係る装置の外観図 (第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車特別車投上くは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。) 2場所、気象及び交通その他の状況(以下「走行環境状況」という。)で使用されるものと仮定した場合(必要に応じて、道路、自動運行補助施設(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定するものをいう。)その他の交通環境又は通行車両、歩行者その他の交通参加者に関する前提条件を設定する場合を含む。)において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若	(新設)  (1) 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況(以下「走行環境状況」という。)で使用されるものと仮定した場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した場合に

しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。)

(4) (8

- (5) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面(当該記載の内容が(1)又は(3)の書面(含 路面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。)
- (6) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又 は、申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又 は、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に 関する省令(令和2年国土交通省令第66号)第4条第1項(ただし、 自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定 める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協 定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適 用しない。)に適合している組織で管理されていることを証する書面 (第4第1項(3)又は(4)の者から申請があった場合であって、 地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自 動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、 適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理 されていることを証する書面に代えることができる組織で管理

(월) (6)~(2

(10) 申請に係る装置が自動車に備えられていることを確認する方法を記載した書面 (第4第1項 (3) 及び (4) の者に限る。)

 $(111) \sim (13) \quad (\mathbb{R}$ 

で・3 (配

4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者(以下「使用者」という。)(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣

おいて、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。)

2) (器)

- (3) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面(当該記載の内容が (1) の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。)
- (4) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可には、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていることを証する書面(無人自動運転移動サービスに使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。)

(5) ~ (7) (略) (新設)

 $\frac{(8)}{\cdot 3} \sim \frac{(10)}{(8)}$  (略)

 $^{\circ}$ 

4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者(以下「使用者」という。)(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣

又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(3)、(5)及び(6)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあっては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。

## 5 (器)

6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された 適守事項を遵守することができなくなったこと等により、走行環境条件 の付与の取消しを求める場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項 (3) 又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、付与を受けた 国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、当該自動運行装置に係る走行環 境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の<u>走行環境条件付与取消申</u> 請書を提出するものとする。

## (整)

施行規則第31条の2の2の規定に基づく条件の付与を受けようとする申請並びに本要領に基づく既付与装置走行環境条件付与申請、走行環境条件付与書記載事項変更申請及び走行環境条件付与取消申請は、電子申請により行うことができる。

## 年6 審査

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、次に掲げる基準に適合していること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

## (服久)

- (2) 申請のあった走行環境状況において、制限速度を超過している等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。
  - (3) <u>申請のあった走行環境状況が、</u>通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。
- 2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、申請者が第5第1項(3)の書面において交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定している場合であって、当該前提条件が当該走行環境において合理的な内容であると認める場合には、前項(1)の基準について、当該前提条件が満たされていると仮定して審査するものとする。

# 第7 遵守事項の付与等

(盤)

又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(1)、(3)及び(4)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあっては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。

### (聖)

Ŋ

6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された 適守事項を遵守することができなくなったこと等により、走行環境条件 の付与の取消しを求める場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項 (3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、付与を受けた 国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、当該自動運行装置に係る走行環 境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の<u>走行環境条件付与取消届</u> 出書を提出するものとする。

### (盤)

### (新設)

## 第6審查

国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、申請のあった走行環境条件が次に掲げる基準に適合していること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

## (盤)

- (2)<u>走行速度が制限速度超えである</u>等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。
- (3)通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。

### (新穀)

# 第7 遵守事項の付与等

(空)

# (1) 申請者に対する遵守事項

- 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は 予備検査時 (第4第1項 (4) の者から申請があった場合においては、 申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する 省令第4条第1項 (ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上 の基準に係る細目等を定める告示 (令和2年国土交通省告示第787号) 第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件 (同規則の規則7. 1. に限る。)」は適用しない。) に適合している組織で管理されていること。(第4第1項 (3)又は (4)の者から申請があった場合であって、 地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切 なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されて

# (盤) 11・1

- 四 当該装置の改造 (プログラム等の改変を含む。以下同じ。)、取り外しその他これらに類する行為であって、当該装置の保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの (技術的内容を記載した書面 (第5 第1項(5)の書面)の変更が必要となる場合を含む。)を行う場合(使用者が行う場合も含む。)は、遅滞なく、第5第6項の<u>走行環境条件付与取</u>消申請を行うこと。
- 五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6項の<u>走行環境条件付与取消申請</u>を行うこと。(ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合(付与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくする又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に限る。)及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合は除く。)
- 六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)

## (盤)

# (2) 使用者に対する遵守事項

## (盤) 11・1

三 当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、 遅滞なく、申請者に対して、(1) 四の<u>走行環境条件付与取消申請</u>の要 否について確認をすること。

# (1) 申請者に対する遵守事項

一 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は 予備検査時 (第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、 申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する 省令第4条第1項第1号(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する 技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第 787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則 の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていること。(無人自動運転移動サービスに使用する自動車に取り付 ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切なサイバー セキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていること。)

# (盤) !!・!

- 1 当該装置の改造 (プログラム等の改変を含む。以下同じ。)、取り外しその他これらに類する行為であって、当該装置<u>が</u>保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの (技術的内容を記載した書面 (第5第1項(3))の書面)の変更が必要となる場合を含む。)を行う場合 (使用者が行う場合も含む。)は、遅滞なく、第5第6項の<u>走行環境条件付与取</u>消届出を行うこと。
- 五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6項の<u>走行環境条件付与取消届出</u>を行うこと。(ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合(付与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくする又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に限る。)及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合は除く。)
  - 六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消届出を行うこと。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)

## (経)

(2) 使用者に対する遵守事項

## (盤) 11・1

当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、 遅滞なく、申請者に対して、(1) 四の<u>走行環境条件付与取消届出</u>の要 否について確認をすること。

四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1) 五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の<u>走行環境条件付与取消申請</u>を行うこと。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

## (版)

七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

▲ 交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定して審査を受けた場合において、当該前提条件を満たしていないことが明らかとなった場合には、自ら走行環境の改善を行い、又は関係者に対し改善を求めるなど、当該前提条件を確保するための適切な措置を講じること。

## 第8 (略)

# 第9 行政処分等

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査(同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問)を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の申請があった場合において、その取消し事由が適当と認めるときは、走行環境条件の付与の取消処分を行い、第9号様式により走行環境条件付与取消通知書を申請者に交付するとともに、第10号様式により、国土交通大臣(国土交通大臣が取消しを行った場合を除く。)及び地方運輸局長(取消しを行った地方運輸局長を除く。)に対し、走行環境条件の付与の取消しを行った地方運輸局長を除く。)に対し、走行環境条件の付与の取消しを行った地方運輸局長を除く。)に対し、たるにおいて、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限れ、自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限

定することができる。

2 第5第6項の申請があった場合において、申請者以外の者が正当な理由なくみだりに走行環境条件付与取消申請を行った場合など、その取消し事由が適当と認められない場合は、走行環境条件の付与の取消しを行わないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長

四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1) 五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消届出の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消届出を行うこと。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

## 八 (器)

七 第5第6項により走行環境条件付与取消届出書を提出した場合及び第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査配の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

## 第8 (略) 第9 行政処分等

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査(同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問)を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の<u>届出</u>があった<u>ときは、</u>走行環境条件の付与の取消処分を<u>行うものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。</u>

### (新設)

は、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

 $\frac{3}{2} \cdot \frac{4}{4}$  (略) 第1号様式 (第5 関係)

走行環境条件付与申請書

礟 (又は地方運輸局長) 国土交通大臣

Ш

Щ

#

申請者の氏名又は名称

31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受け 道路運送車両法施行規則第 たいので、別添の書類を添えて申請します。 下記の自動運行装置について、

밅

- 走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型
- 気象及び交通その他の状況 当該装置が使用される場所、  $^{\circ}$
- 省略する添付資料 က
- 当該装置の作動中における運転者の要否 4

(日本産業規格A列4番)

(日本産業規格A列4番)

(盤)  $(1) \sim (4)$ 

当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運 (細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。)の要否に加 え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。 転者 (2)

 $\frac{2}{2} \cdot \frac{3}{2}$  (略) 第1号様式 (第5関係)

走行環境条件付与申請書

Ш

Щ 卅

礟 (又は地方運輸局長) 国土交通大臣

申請者の氏名又は名称

믒

2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 下記の装置について、道路運送車両法施行規則第31条の

밅

- 走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型
- 気象及び交通その他の状況 当該装置が使用される場所、  $^{\circ}$
- 省略する添付資料 က

(新設)

 $(1) \sim (4)$ 備兆

(盤)

(新設)

連行環境条件付与取消申請書         国土交通大臣(又は地方運輸局長) 殿         申請者の氏名又は名称         住 所         下記の自動運行装置について、付与の取消しを行いたいの         で、別添の書類を添えて申請します。         記         1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月目	H — —
2 自動運行装置の名称及び型式         4 事由が生じた年月日         (日本産業規格A列4番)         (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。         (2) (略)         第5号様式 (第5関係)	2 自動運行装置の名称及び型式         3 取消し事由         4 事由が生じた年月日         (1) 届出者の氏名については、届出者が法人である場合は、法人の代表者とする。         (2) (略)         第5号様式 (第5関係)
走行環境条件付与書番番番番号	走行環境条件付与書番

年 月 日

礟

国土交通大臣(又は地方運輸局長)

年 月 日付で申請があった下記の<u>自動運行装置</u>については、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件を付与する。

∐ 11⊞

- 自動運行装置の名称及び型式
- 2 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲
- 走行環境条件

 $\mathfrak{C}$ 

- 4 当該装置作動中における運転者の要否
- 5 遵守事項

(日本産業規格A列4番)

備老

(1) 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲については、車台番号が特定できる場合にあっては、車台番号を記載する。(車台番号が特定できない場合にあっては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載する。(第4第1項(3)の者から申請があった場合に限る。))

(2) 第6第2項において、交通環境又は交通参加者に関する前提条件が満たされていると仮定して審査を行った場合にあっては、走行環境条件において、その内容を注記する。

(3) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者 (細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。)の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

礟

Ш

Щ

枡

国土交通大臣(又は地方運輸局長)

年 月 日付で申請があった下記の<u>自動車</u>については、 道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、 走行環境条件を付与する。

밅

- 自動運行装置の名称及び型式
- 2 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通 構造部の範囲
- 3 走行環境条件

(新設)

 (日本産業規格A列4番)

備兆

2 [当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲\_については、車台番号が特定できる場合にあっては、車台番号を記載する。(車台番号が特定できない場合にあっては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載する。(第4第1項(3)の者から申請があった場合に限る。))

(新設)

(新設)

(日本産業規格A列4番) 国土交通大臣(又は地方運輸局長) のとおり走行環境条件の付 Щ 番 年 走行環境条件付与の通知について 別紙走行環境条件付与書(写) 与がなされたので、通知します。 (単名) (盤) 地方運輸局長殿 国土交通省殿 (第8関係) (第8関係) 第7号様式 第8号様式 (新設) 导目 (日本産業規格A列4番) 导自 国土交通大臣(又は地方運輸局長) 国土交通大臣(又は地方運輸局長) のとおり走行環境条件の付 道路運送車両法施行規則第 走行環境条件の付与を取り Щ Щ 番 年 番 年 走行環境条件付与の通知について 走行環境条件付与取消通知書 下記の自動運行装置について、 31条の2の2の規定に基づき、 消したので通知する。 別紙走行環境条件付与書(写) 与がなされたので、通知します。 밅 地方運輸局長殿 (単名) (盤) 国土交通大臣殿 礟 (第8関係) (第8関係) 第9号様式 (第9関係) 第7号様式第8号様式

导目

1 単り作されただ用場場米件的子書の入書番方次の切み中月1日日日	
2 自動運行装置の名称及び型式	
3 取り消した理由	
4 取消しの効力の及ぶ範囲	
(日本産業規格A列4番) 第10号様式(第9関係) 	(新設)
番	
国土交通大臣殿地方運輸局長殿(単名)	
国土交通大臣(又は地方運輸局長)	
走行環境条件付与取消の通知について	
別紙走行環境条件付与取消通知書(写)のとおり走行環境条件の付与を取り消したので、通知します。	
	参考様式(第5関係)(略)

附則(令和5年3月24日) 1 本改正規定は、通知の日より施行する。

「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」(令和2年3月31日付け 自技第269号)別添 走行環境条件の付与の実施要領

施行日:令和2年4月1日

改 正:令和2年12月9日国自基第117号、国自審第1658号、国自整第218号

令和5年3月24日国自基第245号、国自審第2680号

#### 第1 適用

道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。) 第31条の2の2の規定に基づき、国土交通大臣又は地方運輸局長(沖縄総合事務局 長を含む。以下同じ。)が行う自動運行装置への条件(以下「走行環境条件」という。) の付与は、本要領によるものとする。

#### 第2 用語

この要領における用語の定義は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)、施行規則、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1)「輸入自動車特別取扱の届出」とは、「輸入自動車特別取扱制度について(依 命通達)」(平成10年11月12日、自審第1255号)別添「輸入自動車 特別取扱制度」別紙「輸入自動車特別取扱要領」に規定する届出をいう。
- (2) 「使用過程車」とは、既に運行の用に供している自動車をいう。

#### 第3 走行環境条件の付与を申請することができる装置

走行環境条件の付与を申請することができる装置は、自動車(二輪自動車、側車付 二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小 型特殊自動車並びに被牽(けん)引自動車を除く。)に備えようとする又は備えられた 自動運行装置とする。

#### 第4 申請者等

- 1 走行環境条件の付与を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 自動運行装置又は自動運行装置を備えようとする特定共通構造部若しくは自動車の型式の指定の申請をしようとする者又は法第99条の3第1項の許可(同項に規定する特定改造等に係るプログラム等の改変により、自動運行装置を備えようとする又は自動運行装置に付与された走行環境条件を変更しようとす

る場合に限る。) の申請をしようとする者

- (2) 自動運行装置を備えようとする自動車について、輸入自動車特別取扱の届出をしようとする者
- (3) (1) 及び(2) 以外の者であって、自動運行装置を備えようとする自動車 について、新規検査又は予備検査を受けようとする者
- (4)使用過程車に新たに自動運行装置を備えようとする者又は使用過程車に備えられた自動運行装置に付与された走行環境条件を変更しようとする者((1)に該当する者を除く。)
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者(法人にあっては、その代表者。以下同じ。)に代わって走行環境条件の付与の申請を行うことができる。この場合は、第5第1項に規定する申請書に委任状を添付するものとする。
  - (1) 国、地方公共団体等の長から走行環境条件の付与の申請を委任された者
  - (2) 法人の代表者から走行環境条件の付与の申請を委任された当該法人の営業所等の長

#### 第5 申請書及び添付書類

- 1 走行環境条件の付与を申請しようとする者(以下「申請者」という。)で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる時期に、提出するものとする。
  - (1)申請に係る装置の構造及び性能を記載した書面(第4第1項(1)及び(2) の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特 別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっ ては、当該書面の提出を省略することができる。)
  - (2)申請に係る装置の外観図(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。)
  - (3)申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況(以下「走行環境状況」という。)で使用されるものと仮定した場合(必要に応じて、道路、自動運行補助施設(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定するものをいう。)その他の交通環境又は通行車両、歩行者その他の交通参加者に関する前提条件を設定する場合を含む。)において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した

場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。)

- (4)申請に係る装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲 (車台番号が特定できる場合にあっては、車台番号を記載すること。(車台番 号が特定できない場合にあっては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載 すること。(第4第1項(3)の者に限る。)))
- (5) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面(当該記載の内容が(1)又は(3)の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。)
- (6)申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令(令和2年国土交通省令第66号)第4条第1項(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていることを証する書面(第4第1項(3)又は(4)の者から申請があった場合であって、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。)
- (7) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)において、サイバーセキュリティの確保に係る保安基準第17条の2第3項及びプログラム等の確実な改変に係る保安基準同条第4項に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置を備える自動車又は特定共通構造部が、保安基準第17条の2第3項及び保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。なお、後者において、保安基準第55条に基

づく基準緩和の認定を受けている場合は、条件又は制限として付されている代替の安全措置に適合していることを証する書面に代えることができる。)

- (8) 第7で付される遵守事項の誓約書
- (9) 使用者への走行環境条件及び遵守事項の周知の方法を記載した書面(第4第 1項(1)及び(2)の者に限る。)
- (10)申請に係る装置が自動車に備えられていることを確認する方法を記載した 書面(第4第1項(3)及び(4)の者に限る。)
- (11)申請に係る装置を備える自動車の車台番号の拓本若しくは写真又は製作証明書若しくは通関証明書の写し(第4第1項(3)の者に限る。)
- (12)申請に係る装置を備える自動車の車検証の写し及び車台番号の拓本又は写真(第4第1項(4)の者に限る。)
- (13) その他国土交通大臣又は地方運輸局長が必要と認めた書面

佐 4 佐 1 西 (1 ) T 7 以 ( 0 )	数 4 数 1 语(9)	数 4 数 1 項 ( 4 )
第4第1項(1)及び(2)	第4第1項(3)の者	第4第1項(4)の者
の者		
正本1通	正本及び副本各1通	正本及び副本各1通
国土交通大臣	走行環境条件の付与を受	走行環境条件の付与を受
	けようとする自動運行装	けようとする自動運行装
	置を備えようとする自動	置を備えようとする自動
	車の使用の本拠の位置を	車又は付与された走行環
	管轄する地方運輸局長	境条件を変更しようとす
	(予備検査を受けようと	る自動運行装置を備える
	する者の場合は、最寄り	自動車の使用の本拠の位
	の地方運輸局長。以下同	置を管轄する地方運輸局
	$\mathcal{U}_{\circ}$ )	長
自動運行装置、自動運行	自動運行装置を備えよう	事由が生じた日以後遅滞
装置を備えようとする特	とする自動車の、新規検	なく
定共通構造部若しくは自	査又は予備検査の前(当	
動車の型式の指定の申	該検査まで相当期間の余	
請、法第99条の3第1項	裕を持って提出するこ	
の許可の申請又は、自動	と)	
運行装置を備えようとす		
る自動車の輸入自動車特		
別取扱の届出と同時		

2 第1項に規定する申請において、第4第1項(3)及び(4)の者であって、同一の申請者が複数の自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第4第1項(1)及び(2)の者は、既に付与を受けた自動運行装置と、取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲についてのみが異なる装置について付与を申請する場合には、第2号様式による既付与装置走行環境条件付与申請書に、当該取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、国土交通大臣に提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者(以下「使用者」という。)(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(3)、(5)及び(6)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあっては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。
- 5 申請者は、走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第8第1項の規定により走行環境条件付与書の交付を受けた者の氏名若しくは名称及び住所、当該自動運行装置の名称若しくは型式について変更があった場合は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、第4号様式の走行環境条件付与書記載事項変更申請書に、当該変更内容についての資料及び走行環境条件付与書を添付して、速やかに提出するものとする。この場合、第1項の規定にかかわらず、当該資料の提出をもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。
- 6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された遵守事項を 遵守することができなくなったこと等により、走行環境条件の付与の取消しを求め る場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった 場合の使用者に限る。)は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、 当該自動運行装置に係る走行環境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の走行 環境条件付与取消申請書を提出するものとする。
- 7 地方運輸局長は、第1項及び第3項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等(兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所を含む。以下同じ。)の経由を定めることができる。
- 8 施行規則第31条の2の2の規定に基づく条件の付与を受けようとする申請並びに本要領に基づく既付与装置走行環境条件付与申請、走行環境条件付与変更申請、走行環境条件付与書記載事項変更申請及び走行環境条件付与取消申請は、電子申請により行うことができる。

#### 第6 審査

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、次に掲げる基準に適合していること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。
  - (1) 当該走行環境条件を付与したと仮定した場合において、当該走行環境条件の付与を受けた装置が、保安基準第48条に定める基準に適合するものであること。
  - (2) 申請のあった走行環境状況において、制限速度を超過している等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。
  - (3) 申請のあった走行環境状況が、通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。
- 2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、申請者が第5第1項(3)の書面において交 通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定している場合であって、当該前提条 件が当該走行環境において合理的な内容であると認める場合には、前項(1)の基 準について、当該前提条件が満たされていると仮定して審査するものとする。

#### 第7 遵守事項の付与等

国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を行う場合は、申請者及び使用者に対して、それぞれ次に掲げる遵守事項を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、申請者及び使用者に対して、次に掲げる遵守事項以外の遵守事項を付すことができる。

- (1) 申請者に対する遵守事項
  - 一 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていること。(第4第1項(3)又は(4)の者から申請があった場合であって、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていること。)
  - 二 当該装置を備える自動車が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4) の者から申請があった場合においては、申請時)において、サイバーセキュリティの確保に係る保安基準第17条の2第3項及びプログラム等の確実な改変に係る保安基準同条第4項(いずれも保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けている場合は、条件又は制限として付されている代替の安全

措置) に適合していること。

- 三 適時に、自動車検査証の備考欄の記載を変更すること等により、使用者及び運転者への走行環境条件及び遵守事項の周知を徹底すること。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)
- 四 当該装置の改造(プログラム等の改変を含む。以下同じ。)、取り外しその他これらに類する行為であって、当該装置の保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの(技術的内容を記載した書面(第5第1項(5)の書面)の変更が必要となる場合を含む。)を行う場合(使用者が行う場合も含む。)は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。
- 五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、 第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6項の走行環境条件付与取消 申請を行うこと。(ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合(付 与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくす る又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に 限る。)及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合 は除く。)
- 六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、 当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5 第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(1)及び(2) の者から申請があった場合に限る。)
- 七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、走行環境条件付与書を 返納すること。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限 る。)

#### (2) 使用者に対する遵守事項

- 一 当該装置を備える自動車を使用しようとするときは、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等(軽自動車検査協会事務所支所及び事務所分室を含む。以下同じ。)において、自動車検査証に自動運行装置を備えている旨の記入を受けること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)
- 二 当該装置を備える自動車に、走行環境条件付与書(走行環境条件が変更された場合にあっては、変更後の走行環境条件付与書)を備え付けること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)
- 三 当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)四の走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。
- 四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1) 五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の

者から申請があった場合に限る。)

- 五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、 当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5 第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(3)及び(4) の者から申請があった場合に限る。)
- 六 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、走行環境条件付与書を 返納すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限 る。)
- 七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)
- 八 交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定して審査を受けた場合に おいて、当該前提条件を満たしていないことが明らかとなった場合には、自 ら走行環境の改善を行い、又は関係者に対し改善を求めるなど、当該前提条 件を確保するための適切な措置を講じること。

#### 第8 走行環境条件の付与・走行環境条件付与書の交付

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、走行環境条件の付与を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく遵守事項を付したうえで、走行環境条件の付与を行い、第6号様式による走行環境条件付与書を申請者に交付するものとする。
- 2 第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合において、地方運輸局長は、第1項の規定により走行環境条件付与書を申請者に交付したときは、直ちに当該走行環境条件の付与に係る装置を備える自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局(第4第1項(3)の者のうち、予備検査を受けようとする者の場合は、最寄りの運輸支局。以下同じ。)等の長及び軽自動車検査協会事務所(第4第1項(3)の者のうち、予備検査を受けようとする者の場合は、最寄りの軽自動車検査協会事務所。以下同じ。)等の長に対し、関係資料を添付のうえ、第7号様式により走行環境条件の付与を行った旨を通知するものとする。
- 3 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第1項の規定により走行環境条件付与書を申請者に交付したときは、国土交通大臣(国土交通大臣が交付を行った場合を除く。) 及び地方運輸局長(交付を行った地方運輸局長を除く。)に対し、関係資料を添付のうえ、第8号様式により、走行環境条件の付与を行った旨を通知するものとする。なお、国土交通省から警察庁に対しても同様の情報を提供するものとする。(地方運輸局長から国土交通大臣へ通知のあったものを含む。)
- 4 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、申請の あった走行環境条件が第6に掲げる基準に適合していないと認める場合又は第7

の遵守事項に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、走行環境条件の付与をしないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合においては、地方運輸局長は、当該走行環境条件の付与に係る装置を備えようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等に通知するものとする。

#### 第9 行政処分等

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査(同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問)を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の申請があった場合において、その取消し事由が適当と認めるときは、走行環境条件の付与の取消処分を行い、第9号様式により走行環境条件付与取消通知書を申請者に交付するとともに、第10号様式により、国土交通大臣(国土交通大臣が取消しを行った場合を除く。)及び地方運輸局長(取消しを行った地方運輸局長を除く。)に対し、走行環境条件の付与の取消しを行った旨を通知するものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。
- 2 第5第6項の申請があった場合において、申請者以外の者が正当な理由なくみだりに走行環境条件付与取消申請を行った場合など、その取消し事由が適当と認められない場合は、走行環境条件の付与の取消しを行わないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 国土交通大臣又は地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、第8の付与を受けた自動運行装置を備える自動車の運行状況の把握に努めるものとする。
- 4 走行環境条件の付与を受けた自動車(道路運送車両の保安基準第55条第1項、 第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定 める告示(平成15年国土交通省告示第1320号)の適用を受けるものに限る。)の 使用の本拠の位置が基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合に は、走行環境条件の付与は失効するものとする。

#### 附則(令和2年4月1日)

(適用時期)

1 この要領は、施行の日以降の走行環境条件の付与の申請から適用する。

#### 附則(令和2年12月9日)

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。
- 2 令和4年6月30日以前の申請にあっては、「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」(令和2年3月31日付国自技第269号)の一部改正による第5第1項第4号の規定にかかわらず、本改正前の第5第1項第4号の規定に適合するものであればよい。

#### 附則(令和5年3月24日)

1 本改正規定は、通知の日より施行する。

#### 走行環境条件付与申請書

年 月 日

国土交通大臣(又は地方運輸局長) 殿

> 申請者の氏名又は名称 所

下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2 の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類 を添えて申請します。

記

- 走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式
- 当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況
- 3 省略する添付資料
- 4 当該装置の作動中における運転者の要否

(日本産業規格A列4番)

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2)
- 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。
  当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況については、以下に掲 げる状況を記載する。
  - 「道路状況及び地理的状況」:道路の構造や場所など時間的に変化しない静的 な状況
  - 「環境状況」:天候及び他の交通の状態を含む、時間的に変化する動的な状 況、かつ、自車以外に係る状況
  - ・「走行状況」:自車の速度及び運転者の状態を含む、時間的に変化する動的な 状況、かつ、自車に係る状況
  - ・「その他の状況」:遠隔操作による自動運転車の遠隔地に遠隔監視・操作要員 が存在していることなど前号各号のいずれかひとつに分類することができない 状況
- (4) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する 場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。
- 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者(細目 告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。)の要否に加え、必要に応 じて運転者を要する条件を記載する。

#### 既付与装置走行環境条件付与申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

下記の自動運行装置について、取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲を変更して、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の変更内容 及び変更事由

(日本産業規格A列4番)

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。
- (3) 取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の変更内容については、添付資料に代えることができる。

#### 走行環境条件付与変更申請書

年 月 日

国土交通大臣(又は地方運輸局長) 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

下記の自動運行装置について、走行環境条件に関連する道路交通インフラや道路交通法規等が変更される(又はされた)ため、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 道路交通インフラや道路交通法規等の変更事項
- 4 申請の変更事項及び変更事由

(日本産業規格A列4番)

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。

#### 走行環境条件付与書記載事項変更申請書

年 月 日

国土交通大臣(又は地方運輸局長) 殿

申請者の氏名又は名称住
所

下記の自動運行装置について、走行環境条件付与書の記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 変更事項及び変更事由
- 4 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。

#### 第5号様式(第5関係)

#### 走行環境条件付与取消申請書

年 月 日

国土交通大臣(又は地方運輸局長) 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

下記の自動運行装置について、付与の取消しを行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取消し事由
- 4 事由が生じた年月日

(日本産業規格A列4番)

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。

#### 走行環境条件付与書

番 号 年 月 日

殿

国土交通大臣(又は地方運輸局長)

年 月 日付で申請があった下記の自動運行装置については、道路 運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件を 付与する。

記

- 1 自動運行装置の名称及び型式
- 2 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲
- 3 走行環境条件
- 4 当該装置作動中における運転者の要否
- 5 遵守事項

(日本産業規格A列4番)

- (1) 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲については、車台番号が特定できる場合にあっては、車台番号を記載する。(車台番号が特定できない場合にあっては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載する。 (第4第1項(3)の者から申請があった場合に限る。))
- (2) 第6第2項において、交通環境又は交通参加者に関する前提条件が満たされていると仮定して審査を行った場合にあっては、走行環境条件において、その内容を注記する。
- (3) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者(細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。)の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

番 号 年 月 日

運輸支局長 殿 自動車検査登録事務所長 殿 軽自動車検査協会 事務所長 殿 事務所支所長 殿 事務所分室長 殿(単名)

地方運輸局長

走行環境条件付与の通知について

別紙走行環境条件付与書(写)のとおり走行環境条件の付与がなされたので、走行環境条件付与申請書(副)を添えて通知します。

番号年月

国土交通大臣 殿 地方運輸局長 殿(単名)

国土交通大臣(又は地方運輸局長)

走行環境条件付与の通知について

別紙走行環境条件付与書(写)のとおり走行環境条件の付与がなされたので、通知します。

#### 走行環境条件付与取消通知書

番 号 年 月 日

殿

国土交通大臣(又は地方運輸局長)

下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2 の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を取り消したので通知する。

記

- 1 取り消された走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取り消した理由
- 4 取消しの効力の及ぶ範囲

番 号 年 月 日

国土交通大臣 殿 地方運輸局長 殿(単名)

国土交通大臣(又は地方運輸局長)

走行環境条件付与取消の通知について

別紙走行環境条件付与取消通知書(写)のとおり走行環境条件の付与を取り消したので、通知します。

年 月 日

国土交通大臣(又は地方運輸局長) 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

誓 約 書

弊社が使用する名称 、型式 の装置(を備える車名 、型式 、車台番号 の自動車)について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づく走行環境条件の付与の申請に際し、下記のとおり誓約します。

走行環境条件の付与に際し付された遵守事項を遵守します。また、使用者が申請者と異なる場合には、使用者に対して、使用者に対する遵守事項を遵守するよう申し送りをします。

(日本産業規格A列4番)

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (3) 装置を備える自動車について記載する場合、型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。また、車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号を記載する。

国自整第 266 号の 2 令和 5 年 3 月 27 日

- 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿
- 一般社団法人日本自動車工業会 会長 殿
- 一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長 殿
- 一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長 殿
- 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長 殿
- 日本自動車輸入組合 理事長 殿
- 日本自動車車体整備協同組合連合会 会長 殿
- 全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長 殿
- 全国タイヤ商工協同組合連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について (依命通達)」の一部改正 について

標記につきまして、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会(貴組合)におかれましては、傘下会員(組合員)に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国自整第 266 号 令和5年3月27日

各地方運輸局長 殿沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について (依命通達)」の一部改正 について

「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」(令和3年国土交通省令第66号)(以降、改正省令という。)が令和6年10月1日から施行されることにより、指定自動車整備事業者は原則として「検査用スキャンツール」を備えることとなる。

また、改正省令附則第2条(指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為)の規定が令和5年4月1日から施行され、「検査用スキャンツール」に係る申請等ができることとなる。

これに伴い、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和2年4月1日付け国自整第353号)について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したことを申し添える。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)

の一部改正について(新旧対照表)

下線部が改正箇所) 施行規則第3条第1号から第7号までに規定す 卓 Ш ŝ 令和2年4月1 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達) Ŋ 国自整第3 自動車局長 自動車整備事業の取扱い及び指導要領 Ш 礟 「分解整備」とは、 礟 沖縄総合事務局長 用語の定義 各地方運輸局長 (盤) (盤) (新設) 第1節 (1)  $\sim$  (5)本文 別添 目淡 施行規則第3条第1号から第7号までに規定す 3年 国自整第266号 Ш 令和5年3月27日 「特定整備」とは、法第 49 条第2項に規定する特定整備をいう。 令和2年4月1 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達) Ŋ 国自整第3 自動車局長 自動車整備事業の取扱い及び指導要領 擀 礟 「分解整備」とは、 沖縄総合事務局長 用語の定義 各地方運輸局長 (盤) 目次 第1節  $(1)\sim(5)$ 本文 別添 9

る自動車の整備又は改造をいう。

- |8 | 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (9) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則(昭和 26 年運輸省令第71 号)の規定による自動車整備士をいう。

第2節~第4節 (略)

附則

1. ~5. (兎

- 6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。
- (盤)

州則 (令和5年3月27日 国自整第266号)

- 1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。なお、検査用スキャンツールに係る申請又は届出以外のものに関しては、令和6年9月30日までの間、従前の例とすることができる。
- 2. 令和6年10月1日において、道路運送車両法第94条の2第1項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者(検査用スキャンツールに係る申請又は届出をした者を除く。)については、今和6年10月1日以後、初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例によるものとする。

る自動車の整備又は改造をいう。

- 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。
- |8| 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則(昭和 26 年運輸省令第 |71 号)の規定による自動車整備士をいう。

第2節~第4節 (略)

所則

1. ~5. (更

6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置<br/>
全ず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置<br/>
文第9号に規定する自動運行装置<br/>
を備えていない自動車に係る法第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

(中国出土)

3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年国土交通省令第66号。) 附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされている者にあっては、検査用スキャンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5第2の第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。		
別添1~別添2 (略)	別添1~別添2 (略)	
別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領	別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領	及び指導要領
目次(略)	目次 (略)	
第1 (略)	1 (略)	
第2 指定自動車整備事業の指定基準	2 指定自動車整備事業の指定基準	
$1 \sim 2$ (略)	~ 2 ( ) ( ) ( )	
<ul> <li>3 検査の設備の共同使用</li> <li>(1)~(2) (略)</li> <li>(3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器、オペンメータ及び検査用スキャンツールの使用に係わる契約についてはこの限りでない。</li> <li>(4)~(5) (略)</li> </ul>	<ul> <li>3 検査の設備の共同使用</li> <li>(1)~(2) (略)</li> <li>(3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器<mark>及び</mark>おパシメータの使用に係わる契約についてはこの限りでない。</li> <li>(4)~(5) (略)</li> </ul>	、これを使用しようとす 5共同検査施設のみと契 11定器、黒煙測定器 <mark>及び</mark> 0限りでない。

4~5 (略)					$4\sim5$	(器)				
第3~第6	(器)				第3~	~第6	(婦)			
別添3の2~別添5	別添 5 (略)				別添3の2~別添5	り2~別	孫 2 (略)			
別紙1 (略)	$\overline{}$				別紙1	(盤)				
別紙2 一種	-種整備工場及び二種整備工場	整備工場			別紙 2	一種型	-種整備工場及び二種整備工場	整備工場		
基	認定の種類   項 目	一種整備工場	二種整備工場	無 考	剰 別	海中	認定の種類項 目	一種整備工場	二種整備工場	垂析
A 下 不 (語)	(盤)	(월)	(智)	(智)	<b>∀</b>	(盤)	(월)	(報)	(智)	(智)
$\begin{array}{ccc} G & 1 \sim \\ & 7 \end{array}$	(婦)	(婦)	(器)	(略)	Ŋ	$1 \sim 1$	(婦)	(略)	(婦)	(解)
∞	<u>検査用スキャ</u> ンツール	$\overline{\triangleleft}$	1	大型特殊自 動車及び二		(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
				輪の小型自 動車以外の						
				自動車を対象としない						
				場合は不要						

別紙 # (1)	202	特殊整備工場(	車体整備作業	(一種) 及[	別紙2の2特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業(二 毎ハ	別紙	2002	別紙2の2特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業	[体整備作業	(一種)及	び車体整備作業(二
(一)						(届)					
重	番号	項目	車体整備	車体整備	備考	種	番号	項目	車体整備	車体整備	備考
別			作業 (一	作業(二		別			作業 (一	作業(二	
			種)	種)					種)	種)	
А	(器)	(略)	(器)	(器)	(略)	Α	(略)	(略)	(器)	(略)	(略)
}						}					
I						H	_				
(洪)	1.	◎印は、機械の	配置及び当該	機器に係る1	機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十	(注)	1.	◎印は、機械の配	3置及び当該	機器に係る	機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十
	分なi	分な面積を有していなければ <mark>ならない</mark> ことを示す。 のでは、この事業相の体業を行るをいている。	なければならませんが非常のなか。	ないことを元	元子。一个文化集立は、当日		分なり		ければならい。	こことを示い	ず。「八大芸芸など用
	7. な数』	2. UPM1、その事業場の作業を付りために十分な画槓。 な数量及び機能を有して <mark>いなければ</mark> ならないことを示す。	来場の作業をしていなけれ	打りために- <mark>ば</mark> ならないこ	ての事業婦の作業を付りために十分な国債人は必要 :能を有して <mark>いなければ</mark> ならないことを示す。		7. な数	2.∪Huz、その事業場の作業を付りために十分は囲れな数量及び機能を有して <mark>いなけれ</mark> ならないことを示す。	き場の作業を1 て <mark>いなけれ</mark> な	行っために ならないこ <sub>。</sub>	ての事来場の作業を付うために十分な国債人は必要能を有して <mark>いなけれ</mark> ならないことを示す。
別紙	別紙2の3	(報)				別紙	別紙2の3	(略)			
別紙	別紙2の4	特殊整備工場	(原動機整備作業)	作業)		別紙	別紙2の4	特殊整備工場	易(原動機整備作業)	(備作業)	
種	海市	項目	<b>素</b>	備考		種	番号	項目	基準	備考	
別						別					
A	(盤)	(器)	(器)	(盤)		А	(盤)	(器)	(器)	(器)	
}						>					
山						闰					
띤	- -	(器)	(器)	(略)		江	$\sim$	(婦)	(器)	(器)	
	4						4				
	C	シックネス・ゲ	<u>关</u> (略)	(器)			ß	シックネス・	(盤)	(略)	
		<u> </u>						ゲージ			

	~ 9	(器)	(器)	(殿)		6 ~	(器)	(器)	(路)
٢	1/(霧)	(版)	(路)	(殿)	۲	1/(盤)	(繁)	(版)	(殿)
>			\ L.H.\		>	\ II H			\ LH.\
Н					Н				
					:				
別紙2の	205	特殊整備工場 (5	(タイヤ整備作業)	三業)	別紙	別紙2の5	特殊整備工場(分	(タイヤ整備作業)	:業)
重	番号	項目	基準	備考	種	番号	項目	基準	備考
別					別				
A	(婦)	(略)	(略)	(略)	A	(器)	(略)	(略)	(略)
>					>				
O					C				
D	1	タイヤ・チェン	(略)	(器)	D	1	タイヤ・チエン	(略)	(姆)
		4%					4.☆		
	2 ~	(略)	(器)	(略)		$\frac{2}{\sim}$	(略)	(器)	(略)
	8					8			
Ш	(盤)	(器)	(器)	(器)	口	(盤)	(器)	(器)	(器)
>					>				
Щ					Щ				
\ \\ \\ \\		1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		** <del> </del>	<u> </u>		, 一 十 土 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十		## ## ## ## ## ##
50.100000000000000000000000000000000000		<b>指応目凱卑整偏事業の指定に徐る申請書等</b>	ン指形に徐る		5000年3		<b>指疋目凱甲整備事業の指近に徐る甲請書等</b>	)指定に徐る	+ 計計
	(盤)				Ţ ( <u>1</u> )	(盤)			
(3)	Ì				(5)	ì			
ア~エ	口 (略)				ア~エ	エ (略)			
<b>☆</b>	旨定規則	指定規則第2条第1項第2号イ~リまでの自動車検査	2号イ~リ当	ミでの自動車検査用機械器具に	<del>+</del>	<b>省定規則</b>	第2条第1項第	2号イ~チョ	指定規則第2条第1項第2号イ~ <u>チ</u> までの自動車検査用機械器具に

係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する

号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機 械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書 等の書面であること。ただし、リに掲げる自動車検査用機械器具につ 上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検 査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121 いて、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の 基準に適合すると判断できる場合はこの限りではない。

(盤) Ŋ  $\frac{2}{2}$  指定規則第 11 条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添 (指定規則第11条) 付書面は、次のとおりとする。

(盤)

添付書類 (2)

(盤)

自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面

変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の 基準に適合していることを証する書面  $\mathcal{T}$ 

上記の書面の取扱いについては、1(2)オと同

指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織 の審査の基準 別紙3の2

係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する 量面

号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機 上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検 **賊器具基準適合性試驗成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書** 査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121 等の書面であること。

(盤) Ŋ 2 \ 指定規則第 11 条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添 (指定規則第11条) 付書面は、次のとおりとする。

(盤)

添付書類

(盤)

自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、 (盤)

次の書面

変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の 「白動車給杏 により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具 基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面 用機械器具の審査基準について | (平成7年6月 14 日付け自整第 121 号) 上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、 基準に適合していることを証する書面  $\mathcal{T}$ 

指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織 の審査の基準 別紙3の2

かもろい

$1 \sim 2$ (略)	$1 \sim 2$ (略)
3 作業場の基準の解釈	3 作業場の基準の解釈
(1)	(1)
ア (略)	ア (略)
イ 検査機器を用いて行う検査(音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素	イ 検査機器を用いて行う検査(音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素
測定器、黒煙測定器 <u>、</u> オペシメータ及び検査用スキャンツールにより	測定器、黒煙測定器及びオペシメータにより行う検査を除く。)以外の
行う検査を除く。)以外の検査については、現車作業場で行って差し支	検査については、現車作業場で行って差し支えない。
えない。	
(3)~(6) (略)	$(2)$ $\sim$ (6) (略)
4 (略)	4 (略)
別紙3の3~3の8 (略)	別紙3の3~3の8 (略)

## 自動車整備事業の取扱い及び指導要領

#### 目 次

- 第1節 用語の定義
- 第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領
- 第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領
- 第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領
- 第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

# 第1節 用語の定義

この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 「法」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)をいう。
- (2) 「施行規則」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)をいう。
- (3) 「優良規則」とは、優良自動車整備事業者認定規則(昭和 26 年運輸省令第 72 号)をいう。
- (4) 「指定規則」とは、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)をいう。
- (5) 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)をいう。
- (6) 「特定整備」とは、法第49条第2項に規定する特定整備をいう。
- (7) 「分解整備」とは、施行規則第3条第1号から第7号までに規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (8) 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動 車の整備又は改造をいう。
- (9) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)の 規定による自動車整備士をいう。

#### 第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

法第79条による自動車特定整備事業の認証申請等の取扱いについては、施行規則の規定によるほか、別添1「自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。

#### 第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

法第 94 条による優良自動車整備事業者の認定申請等の取扱いについては、優良規則の規定によるほか、別添 2 「優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領」により取り扱うものとする。

# 第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

- 1 法第 94 条の 2 による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書 面等の取扱いについては、別添 3 「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指 導要領」により取り扱うものとする。
- 2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、 保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、 別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証 の取扱要領」、同法第94条の5第2項、第3項により保安基準適合証に記載すべき 事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、 別添3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」に より取り扱うものとする。

## 第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

整備主任者及び自動車検査員等の研修等においては、次に掲げる事項により行うものとする。

1 整備主任者研修の実施事項

法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する研修については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和58年5月23日付け、自整第126号、自安第100号)による取扱いのほか、次に掲げる事項について、別添4「整備主任者研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の構造及びその整備の方法
- ② 自動車の検査方法
- ③ 自動車整備検査用機械器具の取扱方法
- ④ 整備事業に関する法令及び通達その他整備主任者に必要な事項

## 2 自動車検査員研修の実施事項

法第 94 条の4に基づき指定自動車整備事業者が選任し、届け出のあった自動車 検査員に対する指定規則第 14 条に規定する研修については、次に掲げる事項について、別添5 「自動車検査員研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の取扱方法
- ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項

#### 3 自動車検査員教習の実施事項

自動車検査員教習については、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の構造及び取扱方法

- ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項
- 4 整備主任者等資格取得講習の実施事項

整備主任者等資格取得講習については、次に掲げる事項について、「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について」(令和2年2月6日付け国自整第265号)により行うものとする。

- ① 自動車特定整備事業(電子制御装置整備に係る項目に限る。)に係る法令及び運用等に関すること。
- ② 電子制御装置整備に関し、保有する自動車整備士資格において不足する知識及び技能を補うものであって、実務として発生する整備作業を含むこと。

## 附則

- 1. 本規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2. 別紙2中種別B欄(電子制御装置点検整備作業場を除く。)の基準については、平成8年6月30日以前に、優良自動車整備事業者の認定を受けた者(事業場の位置を変更するものを除く。)にあっては、廃止前の「指定自動車整備事業規則等の取扱について(依命通達)」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について(依命通達)」の一部改正について」(平成7年3月27日付け自整第62号)の改正前の種別B欄の基準とする。
- 3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第6号。 以下「改正省令」という。) 附則第8条の規定において、法第94条第1項の規定に よる優良自動車整備事業者の認定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準に より判断をする。
  - 一 令和3年10月1日以前に、優良自動車整備事業者の認定の申請を行い、その 結果の通知を受けていないこと
  - 二 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であって、令和6年3月31日までに優良自動車整備事業者の認定(優良自動車整備事業者認定規則第5条及び第6条に係る認定に限る。)を受けようとしていること
- 4. 改正省令附則第9条の規定において、法第94条の2第1項の規定による指定自動車整備事業の指定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
  - 一 令和3年 10 月1日以前に、指定自動車整備事業者の申請を行い、その結果の 通知を受けていないこと
  - 二 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であって、令和6年3月31日までに指定自動車整備事業の指定を受けようとしていること
- 5. 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定自動車整備事業者

にあっては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

- 6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。
- 7. 本規定の施行の際現に、平成22年4月30日以前に指定自動車整備事業者が配布を受けた適合証綴にあっては、廃止前の「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」(平成7年3月27日付け自技第43号、自整第63号)によりなお従前の例によるものとする。

附則(令和5年3月27日 国自整第266号)

- 1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。なお、検査用スキャンツールに係る申請又は届出以外のものに関しては、令和6年9月30日までの間、従前の例とすることができる。
- 2. 令和6年10月1日において、道路運送車両法第94条の2第1項の規定による 指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者(検査用スキャンツールに 係る申請又は届出をした者を除く。)については、令和6年10月1日以後、初め て事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例によるものとする。
- 3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年国土交通省令第66 号。) 附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされている者にあって は、検査用スキャンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断 装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第94条の5第1 項又は第94条の5第2の第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章 又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

### 別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

#### 目 次

- 第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等
- 第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い
- 第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等
- 第4 エーミング作業を実施する場所
- 第5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

#### 第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、 別紙1によることとする。

## 第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い

- 1 自動車特定整備事業に係る従業員については、優良自動車整備事業に係る事業場 管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- 2 作業機械等については、優良自動車整備事業に係る機械工具及び計器類と兼用しても差し支えない。
- 3 整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車特定整備事業の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車両置場と兼用しても差し支えない。
- 4 電子制御装置点検整備作業場については、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用しても差し支えない。この場合において、完成検査場で行える作業は、電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外とする。
- 5 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い

電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。

また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該 作業を実施することができる。

- (1) 8(2)に掲げる規模の作業場を有すること。
- (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。
- 6 離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い

事業場の所在地と所在地を異にする作業場(電子制御装置点検整備作業場に限る。以下「離れた作業場」という。)については、自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にある場合には、当該作業場を事業場の一部として扱うことができる。

- 7 電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の共同使用 次に掲げる要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を他 の事業者と共同使用することができる。
  - (1) 共同使用とする電子制御装置点検整備作業場及び車両置場(以下「電子制御装置点検整備作業場の共用設備」という。)は、これを使用しようとする事業者の事業場と電子制御装置点検整備作業場の共用設備との間の道路交通の状況、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく整備作業を行うことができる位置にあり、自動車により電子制御装置点検整備作業場の共用設備に至る所要時間が、おおむね1時間以内の位置にあること。
  - (2) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業者の整備能力に対応したものであり、活用度合等において、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
  - (3) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の共同使用に関して、契約等の書面により、これを使用しようとする全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。この場合において、共同使用のための契約は、これを使用しようとする事業者が、複数の事業者と交わしたものであっても差し支えない。
  - (4) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を使用して電子制御装置整備を行う 自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。この場 合において、当該共用設備に附置されている車両置場の広さは、当該共用設備を 常時使用する自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものである こと。
- 8 電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い

電子制御装置整備のみを行う事業場であって離れた電子制御装置点検整備作業場を設けようとする場合には、次に掲げる要件を満たす場所を事業場の所在地とすること。この場合において、事業場の所在地は、(1)の場所とし、離れた電子制御装置点検整備作業場には、電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

- (1) 電子制御装置整備に付随して行われる事務作業等をするための事務所等を有すること。
- (2) 下表に掲げる規模の作業場を有すること。

対象とする自動車の種類	作業場の規	見模の基準
	間口	奥行
普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、	3メートル	11メートル
最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員		

が30人以上のものに限る。)		
普通自動車(最大積載量が2トンを超えるも	3メートル	8メートル
の又は乗車定員が11人以上のものに限り、上		
欄に掲げるものを除く。)		
普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又	2.5メートル	6メートル
は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう		
自動車その他特種の用途に供するものに限り		
、上二欄に掲げるものを除く。)		
普通自動車(上三欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	5.5メートル
四輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
三輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
軽自動車	2メートル	3.5メートル

# 第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2に規定する自動車特定整備 事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

- 1 定期点検整備作業に係る料金の掲示
  - (1) 事業場における点検又は整備の作業に係る料金の掲示の内容は、次のとおりとする。
    - ア 施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点 検時期別の料金を記載したものであること。
    - イ 掲示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。
  - (2) 料金を掲示する場所は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見易い位置とする。
- 2 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、 これを記録した電磁的記録の提供
  - (1) 点検又は整備の作業の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について行うものとする。
  - (2) 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業も行うものとする。

また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面又は、 これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び 変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。

#### 3 料金の請求

依頼者から依頼されない点検又は整備を不当に行い、その料金を請求するとは、 依頼された点検又は整備の作業と技術的にみて関連性がないと認められる点検又 は整備の作業を行い、その料金を請求することをいう。

4 不正改造の禁止

保安基準に適合しなくなるように自動車の改造を行うことには、当該作業を他の 事業者(下請事業者を含む。)に依頼して行う場合を含む。

5 法第57条の2第1項の情報に基づく必要な点検及び整備の実施 電子制御装置整備を行う場合にあっては、法第57条の2第1項に規定する自動 車の型式に固有の技術上の情報に基づいた手順、条件等において作業を実施しない と作業の完了に支障がある作業については、当該情報に基づいて点検及び整備を実 施すること。

6 エーミング作業の実施における必要な措置

施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を実施した場合において、その後、エーミング作業の実施が必要となるため、エーミング作業が実施できるよう作業場内の障害物となるものを移動させるなどして必要な空間を確保するとともに、エーミング作業を行う自動車に合ったターゲット等を準備するなど、エーミング作業を適切に実施すること。

また、やむを得ず、エーミング作業を他の電子制御装置整備の認証を受けている 自動車特定整備事業者に委託する場合には、確実にエーミング作業が実施されるよ う委託すること。

- 7 離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備の取扱い 離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有する事業場にあっては、次に掲げる事項を満たすものであること。
  - (1) 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と離れた作業場間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分な安全措置を講じた上で移動させること。
  - (2) 事業者は、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の使用状況等を確実に把握し、適切に当該作業場及び作業機械等の保守管理を実施するものであること。

#### 第4 エーミング作業を実施する場所

エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

# 第5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

- 1 認証を受けた自動車特定整備事業者が事業場に掲げる法第 89 条に基づく標識の 塗色は次のとおりとする。
  - (1) 施行規則第20号様式備考(7)「施行規則第3条第1号から第7号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場」とは、対象とする自動車のうち、少なくとも一つの対象自動車において、分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場をいい、その場合の標識の途色は、若草色とする。
  - (2) (1)以外の事業場の標識の塗色は、橙黄色とする。
- 2 対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、施行規則第 20 号様式(自動車特定整備事業者の標識)の図示の例により、その旨を表示すること。ただし、「電子制御装置整備(運行補助装置に限る)」場合にあっては、「電子制御装置整備(自動運行装置を除く)」と表示すること。

## 別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

- (1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号 実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態について の人員及び施設の関連
- (2) 優良規則第5条第3号
  - ア 機械工具及び計器類の種類及び数量(別紙2から別紙2の5により判定すること。)
  - イ 機械工具及び計器類の機能及び精度
  - ウ機械類の配列
  - エ 建屋の構造及び配列
  - オ 作業場及び車両置場の面積(別紙2から別紙2の5により判定すること。)
  - カ 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境
  - キ 車両通路の確保
  - ク機械工具、計器類及び建屋の管理状況
- (3) 優良規則第5条第4号
  - ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況
  - イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況
  - ウ 定期点検の実施体制(一種整備工場及び二種整備工場の場合に限る。)
  - エ 検査の実施体制
  - オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況
  - カ 外注作業のできばえ及びその管理状況
  - キ 使用部品の管理状況
  - ク 機械工具及び計器類の活用状況
  - ケ 整理、整とん
  - コ 工員の経験年数及び作業態度
  - サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況
  - シ 作業能率及びその向上対策
- (4) 優良規則第5条第7号

整備士の数及びその工員中に占める割合(別紙2から別紙2の5により判定すること。)

- (5) 優良規則第5条第8号
  - ア 事業経営の態度
  - イ 事業場管理責任者の管理能力
  - ウ 保有する工員の数 (別紙2から別紙2の5により判定すること。)
  - エ 事業場の立地条件

- 才 営業成績
- カ 原価の管理状況
- キ 財務の管理状況
- ク 事業場の将来性
- (6) 優良規則第5条第9号

道路運送車両法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれの遵守状況

### 別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

#### 目 次

- 第1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等
- 第2 指定自動車整備事業の指定基準
- 第3 指定自動車整備事業者の遵守事項等
- 第4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託(電子制御装置整備に限る。)
- 第5 自動車検査員の服務
- 第6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

#### 第1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

指定自動車整備事業の指定に係る申請及び届出等における申請書類等については、 別紙3によることとする。

## 第2 指定自動車整備事業の指定基準

1 設備、技術及び管理組織

法第94条の2に基づく設備(自動車の検査の設備を除く。)、技術及び管理組織は、次の(1)から(8)までの基準により判定すること。この場合において、(2)ア及びオ、(3)のオ、(6)、(7)のイ及びウについては、別紙3の2により判定すること。

- (1) 法第 48 条第1項の点検に付随して行われる整備作業(施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に該当しないものであって、原動機を解体して行う整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。)の実施及び検査作業と整備作業とが分業化されていること。この場合においては、実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連に十分留意して判定すること。
- (2) 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。
  - ア 機械工具及び計器類の種類及び数量(別紙3の2により判定)
  - イ 機械工具及び計器類の機能及び精度
  - ウ機械類の配列
  - エ 建家の構造及び配列
  - オ 作業場及び車両置場の面積(別紙3の2により判定)
  - カ 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境
  - キ 車両通路の確保

- ク 機械工具、計器類及び建家の管理状況
- (3) 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有すること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。
  - ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況
  - イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況
  - ウ 定期点検の実施体制
  - エ 検査の実施体制
  - オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況 (別紙3の2により 判定)
  - カ 外注作業のできばえ及びその管理状況
  - キ 使用部品の管理状況
  - ク 機械工具及び計器類の活用状況
  - ケ 整理、整とん
  - コ 工員の経験年数及び作業態度
  - サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況
  - シ 作業能率及びその向上対策
- (4) 自動車の整備技術について、基礎的な学識及び相当の実務経験のある主任技術者を有していること。
- (5) 工員の組織及び配置が合理的であること。
- (6) 整備士を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていることについては、整備士の数及びその工員中に占める割合(別紙3の2により判定)。
- (7) 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていることについては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。
  - ア 事業経営の態度
  - イ 事業場管理責任者の管理能力(別紙3の2により判定)
  - ウ 保有する工員の数(別紙3の2により判定)
  - エ 事業場の立地条件
  - 才 営業成績
  - カ 原価の管理状況
  - キ 財務の管理状況
  - ク 事業場の将来性
- (8) 法又は指定規則の規定を遵守することができる体制を有することについては、 法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれらの遵守状況により判定すること。
- 2 検査の設備
  - (1) 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車特定整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であり、かつ、当該事業者が使用することとなる指定規則第2条の自動車検査用機械器具によって検

査を行うことが可能な範囲内のものであること。

- (2) 計量法の規定に基づく有効な検定証印等が付されている騒音計は、指定規則第 2条第2項に規定する要件に適合するものとみなす。
- 3 検査の設備の共同使用

自動車検査設備を共同使用しようとする場合には、指定規則第3条に規定する自動車検査設備の共同使用の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 共用設備における管理責任者は、当該設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施するものであること。
- (2) 自動車により共用設備に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールの使用に係わる契約についてはこの限りでない。
- (4) 共用設備の検査能力は、当該設備における自動車検査用機械器具の性能及び配列並びに検査の実施頻度等からみて、共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
- (5) 共用設備に附置されている車両置場の広さは、共用設備を常時使用して検査をする自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。
- 4 自動車検査員の兼任

自動車検査員が同一の指定自動車整備事業者の他の事業場について兼任しようとする場合には、指定規則第4条の2に規定する自動車検査員の兼任の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 兼任の自動車検査員のみを選任している事業場にあっては、兼任する他の事業場に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (2) 兼任に係る自動車検査員が処理することとなるすべての事業場の検査業務量は、当該自動車検査設備の検査能力等からみて、1人当たりの自動車検査員の業務処理能力に対して十分な余力が残されている範囲内のものであること。
- 5 優良自動車整備事業者の認定を受けている場合の取扱い
  - (1) 事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員並びに工員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
  - (2) 機械工具、計器類及び自動車検査用機械器具については、優良自動車整備事業に係るものと兼用しても差し支えない。

## 第3 指定自動車整備事業者の遵守事項等

指定自動車整備事業者の遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のと

おりとする。

- (1) 指定規則第6条第1項各号ロ又はハの点検については、自動車の使用状況、構造及び装置を適確に把握し、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して依頼者の了解を得るものとする。
- (2) 法第 94 条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」とは、指定規則第6条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分(自動車使用者の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む。)をいう。
- (3) 法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、社内規定等により作業の分担を定める等、必要な作業が適切に行われるとともに、作業後にそれぞれの自動車検査員が行った点検作業及び検査作業が明確に区分できる体制を有していること。
- (4) 法第 94 条の5第4項後段の規定に基づき行う自動車検査員の点検は、指定規則第8条第2項に規定する点検項目の一部を行うこととしても差し支えない。また、検査の結果、保安基準に適合していると認められる状態が、その後実施される法第 94 条の5第1項の点検及び整備の作業の影響を受けない部分については、指定規則第8条第2項の点検の際に、指定規則別表第2の3の項及び4の項の検査を行っても差し支えない。
- 第4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託(電子制御装置整備に限る。)

指定自動車整備事業者が、指定規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者に整備作業の一部を委託することができる。

この場合において、委託にあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法第94条の5第4項後段の規定は適用できない。

- (1) 警告灯の確認、使用者への問診、故障診断等により必要となる電子制御装置の整備の内容を把握すること
- (2) (1)で把握した必要な整備箇所について、他の自動車特定整備事業者に対して作業指示を行うこと
- (3) (2)の整備作業後に、委託した他の自動車特定整備事業者から作業内容を記載した書面等を求め、適切に整備が実施されていることを、当該書面及び現車を用いて確認するとともに、(2)の整備の適切性等を確認すること
- (4) (3)の作業の適切性が確認できたときは、その整備作業を指定整備記録簿に記載すること

## 第5 自動車検査員の服務

自動車検査員の服務に係る取扱い及び指導は、次のとおりとする。

- (1) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を公正、かつ、確実に行うため、 当該検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。
- (2) 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の 5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検 作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。

ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。

- (3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」(平成11年法律第218号)第13条第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。
- (4) 自動車検査員は、当該事業場における整備完了車の検査結果を整備作業に反映させ、検査作業の精度向上等について努力すること。

## 第6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

限定自動車検査証の交付を受けた自動車を取り扱う指定自動車整備事業者に対する指導は、次のとおりとする。

- (1) 法第 94 条の5の2第3項の規定により準用される「当該整備に係る部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯の主光軸の検査を行う必要がある。
- (2) 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないと認める部分がある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。
- (3) 継続検査の結果、限定自動車検査証の交付を受けた自動車に対し保安基準適合 証を交付する場合、指定規則第7条第2項及び別表第2中「1 構造に関する検査 の基準」の適用については、限定自動車検査証の記載事項を自動車検査証の記載 事項とみなし、適切に確認を行うこと。

別添3の2 紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証 の取扱要領

#### 目次

- 第1 用紙
- 第2 記載方法
- 第3 適合標章の表示
- 第4 用紙配布等
- 第5 交付状況の把握等

## 第1 用紙

(1) 保安基準適合証(限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下「適合証」という。)及び保安基準適合標章(以下「適合標章」という。)となるべき用紙は、次の表のとおりワンライティング方式として編成されていること。

編成	種類	用途
上葉	保安基準適合証(控)	指定自動車整備事業者の交付
	限定保安基準適合証(控)	控えとする。
中葉	保安基準適合証	指定自動車整備事業者の交付
	限定保安基準適合証	用とする。
下葉	保安基準適合標章	指定自動車整備事業者の交付
		用とする。

- (2) (1)の表中の各葉に、指定規則第1号様式及び第2号様式その他保険証明書に係る事項の欄等関係通達により求められるものが、印刷されていること。
- (3) (1)の表中の各葉に、次に掲げる不正防止対策が施されていること。
  - ア 指定規則第1号様式及び第2号様式(表面又は裏面)の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに上葉・中葉・下葉からなる一組ごとに固有の9桁の一連番号が印刷されていること。
  - イ 中葉に地紋が印刷されていること。なお、一部の地紋は蛍光インクにより印刷されていること。
  - ウ 下葉に、表面を複写した場合複写した紙にのみ複写をしたものであることが 明確に分かる地紋が出る用紙が使用されていること、及び、表面に地紋が印刷 されていること。

## 第2 記載方法

(1) 適合証及び適合標章への記載は、ワンライティング方式であるので、保安基準適合証(控)(限定保安基準適合証(控)として使用する場合を含む。以下「適合

証(控)」という。)にボールペン等で記載すること。

- (2) 指定番号欄には、当該指定自動車整備事業者(以下「指定整備事業者」という。) に付された指定番号を記載すること。
- (3) 交付番号欄には、指定整備事業者における適合証の交付順による暦年又は年度ごとで、別添3の3の第1(1)と重複しない一連番号を記載すること。
- (4) 自動車検査員の証明欄には、法第94条の5第4項の点検及び検査を行った全ての自動車検査員が署名及び押印すること。

ただし、当該証明欄に点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の署名 及び押印が困難となるときは、当該証明欄の自動車検査員の署名に続き、外何名 と記載し、この自動車検査員の署名及び押印は適合証及び適合標章の余白に行う こと。また、自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の 年月日は、最後の検査の実務を行った年月日とすること。

- (5) 指定整備事業者の氏名又は名称及び所在地等の欄には、ゴム印により各葉ごとに押印しても差し支えない。
- (6) 次の欄には、当該自動車検査証等の該当事項を転記すること。
  - ア 使用者
  - イ 乗車定員
  - ウ 最大積載量
  - 工 用途
  - 才 車両総重量
- (7) 保険期間欄には、自動車損害賠償責任保険証明書(以下「保険証明書」という。) の保険期間(自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間)を転記すること。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日及び最後の保険証明書に係る保険期間の最後の日を転記することで足りる。
- (8) 適合標章の有効期間起算日を表示する欄には、ボールペン等により黒色で記載すること。
- (9) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (10) 適合標章(表)の自動車登録番号又は車両番号欄には、サインペン等により黒色で記載すること。

## 第3 適合標章の表示

(1) 「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」(平成20年国土交通省令第59号)による改正後の適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第29条の規定に注意すること。

- ア 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
- イ アに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転 者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるとき は、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
- ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するため に必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するため に必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能とな る位置。
- (2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。
- (3) 第2(4)の取扱いにより、適合標章の余白に自動車検査員の署名及び押印がある場合は、当該余白部を折り返し、適合標章と併合して表示するよう依頼者に対して教示すること。
- (4) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

#### 第4 用紙配布等

- (1) 各地方自動車整備振興会(以下「自動車整備振興会」という。)は、適合証及び適合標章となるべき用紙の綴(以下「適合証綴」という。)を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。
- (2) 自動車整備振興会は、次のアからオまでに掲げるところにより、適合証綴の保管及び配布について管理すること。
  - ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。
  - イ 配布台帳(別紙3の3及び別紙3の4)を作成すること。
  - ウ 適合証綴を授受した場合、速やかに適合証綴の表紙に綴番号を押印し、配布 台帳(別紙3の3)の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第1(3)アに規定 する一連番号に関する情報を、記入すること。
  - エ 印刷不良等の適合証綴については、処理状況を配布台帳(別紙3の3)の備 考欄に記入すること。
  - オ 適合証綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。
    - (ア) 配布台帳(別紙3の4)に記入すること。
    - (イ) 当該指定整備事業者の授受出納簿(第5(1)の規定に基づき作成されたもの (別紙3の5))の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄へ

の記入及び取扱者印 (振興会) 欄への押印を行うこと。

(3) 自動車整備振興会は、適合証綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合 証綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実 費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明 すること。

## 第5 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合証綴の授受出納簿(別紙3の5)を作成し、適合証綴数の収受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合証綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、適合証及び適合標章の交付状況を把握すること。
- (4) 指定整備事業者は、適合証綴を使用後2年間保存しておくこと。
- (5) 指定整備事業者は、次に掲げる不正防止対策を講ずること。
  - ア 適合証又は適合標章を書き損じた場合は、記載面を朱抹し、当該適合証及び 適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証(控)とともに保存しておく こと。
  - イ 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章 を適合証綴から切り離すことなく適合証(控)とともに保存しておくこと。
  - ウ 電算機により適合証又は適合標章の記載(自動車検査員の氏名及び印を除く。) を行う場合は、適合証綴の使用過程において適合証又は適合標章を切り離して 使用することは差し支えないが、散逸しないよう注意し、適合証綴の使用が終 了した時点で確実に編綴、保存すること。

# 別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領

## 目次

- 第1 登録情報処理機関に提供する情報
- 第2 適合標章の用紙
- 第3 適合標章の記載方法
- 第4 適合標章の表示
- 第5 用紙配布等
- 第6 交付状況の把握等

# 第1 登録情報処理機関に提供する情報

法第94条の5第2項、第3項の規定における、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報(以下「電子適合証」という。)は以下の事項とし、電子適合証の作成は登録情報処理機関への情報提供が可能なシステムへの入力により行う。

ただし、法第 16 条第 1 項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、(7)及び(11)の入力を要しない。

- (1) 暦年又は年度ごとに一連で、別添3の2の第2(3)と重複しない交付番号
- (2) 電子適合証の交付日
- (3) 指定整備事業者の氏名又は名称
- (4) 事業場の名称及び所在地
- (5) 検査年月日

法第 94 条の5第4項の点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後に検査の実務を行った年月日とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。

(6) 自動車検査員の氏名

法第 94 条の5第4項の点検及び検査を行った自動車検査員の氏名とし、当該 自動車検査員の権限により入力を行うこと。

法第 94 条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合、点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の氏名とする。

- (7) 自動車登録番号又は車両番号
- (8) 車台番号
- (9) 使用者の氏名又は名称及び住所 予備検査にあっては所有者の氏名又は名称及び住所とする。
- (10) 乗車定員、最大積載量、用途、車両総重量
- (11) 保険期間

保険証明書の保険期間(自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間)

とする。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日から最後の保険証明書にかかる保険期間の最後の日とする。

(12) 当該指定整備事業者に付された指定番号に基づく整備工場コード

# 第2 適合標章の用紙

適合標章となるべき用紙は、次に掲げる不正防止対策が施された、電子適合証の交付時のみに使用する専用紙であること。

- (1) 指定規則第2号様式の2 (表面又は裏面) の端部に、マイクロ文字及び製造者 名並びに固有の一連番号が印刷されていること。
- (2) 表面に地紋が印刷されていること。

## 第3 適合標章の記載方法

- (1) 適合標章(表)の有効期間起算日を表示する欄及び自動車登録番号又は車両番 号欄はプリンタにより黒色で印字すること。
- (2) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (3) 適合標章(裏)には、第1(1)から(11)までと同一の情報をプリンタにより印字すること。この場合には、自動車検査員は押印することを要しない。

## 第4 適合標章の表示

- (1) 適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第29条の規定に注意すること。
  - ア 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
  - イ アに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転 者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるとき は、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
  - ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するため に必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するため に必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能とな る位置。
- (2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位

置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示する こと。

(3) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

# 第5 用紙配布等

- (1) 自動車整備振興会は、適合標章となるべき用紙の綴(以下「適合標章綴」という。)を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。
- (2) 自動車整備振興会は、次のアから才までに掲げるところにより、適合標章綴の保管及び配布について管理すること。
  - ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。
  - イ 配布台帳(別紙3の6及び別紙3の7)を作成すること。
  - ウ 適合標章綴を授受した場合、速やかに適合標章綴の表紙に綴番号を押印し、 配布台帳(別紙3の6)の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第2(1)に 規定する一連番号に関する情報を、記入すること。
  - エ 印刷不良等の適合標章綴については、処理状況を配布台帳(別紙3の6) の備考欄に記入すること。
  - オ 適合標章綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。
    - (ア) 配布台帳(別紙3の7)に記入すること。
    - (イ) 当該指定整備事業者の授受出納簿(第6(1)の規定に基づき作成されたもの(別紙3の8))の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄への記入及び取扱者印(振興会)欄への押印を行うこと。
- (3) 自動車整備振興会は、適合標章綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合標章綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

## 第6 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合標章綴の授受出納簿(別紙3の8)を作成し、適合標章綴数の収受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合標章綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、電子適合証及び適合標章の交付状況を把握し、第1(1)から (12)までの情報を2年間管理保存すること。
- (4) 法第 94 条の5第2項における登録情報処理機関である一般社団法人日本自動車整備振興会連合会は、指定整備事業者が第6(3)を実施できるよう、電子適合証及び適合標章の交付状況を管理すること。

- (5) 指定整備事業者は、電子適合証の作成にかかる以下の権限についてそれぞれ固有の識別番号(ID)及び暗証番号(パスワード)等を定め、適切に管理し、当該番号等が不正に使用されないための措置を講ずること。
  - ア 指定整備事業者の事業場を管理する権限
  - イ 指定整備事業者の事業場の職員を管理する権限
  - ウ 電子適合証に係る情報を登録する権限
  - エ 自動車検査員に係る権限
  - オ 電子適合証に係る情報を起票及び入力する権限
- (6) 指定整備事業者は、適合標章に印刷不良等が生じた場合は、記載面を朱抹して、 当該適合標章を2年間保存すること。
- (7) 指定整備事業者は、法第94条の5第2項における承諾を書面又は電磁的方法により2年間保存すること。

#### 別添4 整備主任者研修実施要領

目 次

第1 目的

第2 研修の区分

#### 第1 目的

整備主任者に対し、特定整備時における保安基準適合性の確保等整備主任者が行う 業務に必要とされる自動車の構造・機能、関係法令、主要通達等について研修を行い、 その知識及び技能の向上を図る。

# 第2 研修の区分

研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

- 1 法令研修
  - (1) 研修対象者

事業場から届け出されている整備主任者とする。

(2) 研修実施回数 研修対象者に対して毎年度1回実施する。

- (3) 研修内容
  - ア 関係法令及びその改正内容
  - イ 主要通達
  - ウ 特定整備の作業管理による保安基準適合性の確保
  - 工 工場管理等
- (4) 研修時間
  - 2時間以上とする。
- (5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、原則として200名以下とする。

- (6) 研修教材
  - ア 全国共通の教材の内容は、自動車局整備課が定めることとする。
  - イ 地域教材の内容は、地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。)、運輸支局(運輸 管理部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。)が定めることとする。
- (7) 講師

運輸支局職員及び学識経験者とする。

- (8) 研修の実施方法
  - ア 研修は、運輸支局長が自動車整備振興会の協力を得て実施する。
  - イ 自動車検査員に選任されている者であって、同年度の自動車検査員研修を修 了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条 の2の2第1項第8号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者と して取り扱う。

### 2 技術研修

(1) 研修対象者

事業場に届け出されている整備主任者とする。

ただし、複数名の整備主任者を届け出ている事業場にあっては、整備主任者の うち1名以上を対象としても差し支えないこととする。この場合、研修を修了し た整備主任者が当該事業場の他の整備主任者に対して、受講内容について事業場 内教育を行うよう指導すること。

(2) 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回実施する。

(3) 研修内容

ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法

イ 自動車の特定整備後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等

(4) 研修時間

実習を含めて6時間以上とする。

(5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、実習については原則として25名以下とする。

(6) 研修教材

教材は、「整備主任者研修資料(技術編)」(自動車局監修)をテキストとし、実 車、主要部品、整備用機器及びビデオ、スライド等視聴覚機材とする。

(7) 講師

自動車整備振興会職員、学識経験者及び実務経験者とする。

- (8) 研修の実施方法
  - ア 研修は、自動車整備振興会又は次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するも ののうちから運輸支局長が認定した機関(以下「支局長認定機関」という。)に おいて実施する。
    - (ア) 自動車メーカー系ディーラー、自動車メーカー経営のサービス工場等
    - (イ) 輸入自動車取扱ディーラー
    - (ウ) 自動車整備商工組合(北海道にあっては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合)

なお、支局長認定機関において実施する研修については、本要領と同等以上の内容のものであれば、本要領にかかわらず他の教材を使用して実施しても差し支えないものとする。

イ 自動車整備振興会又は支局長認定機関において研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する整備主任者の研修のうちの技術研修を受けた者として取り扱う。

# 別添5 自動車検査員研修実施要領

## 1 目的

自動車検査員に対し、保安基準適合性の判断等自動車検査員が行う業務に必要とされる自動車の構造・装置の状態及びその機能・性能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

# 2 研修対象者

自動車検査員として選任されている者とする。

3 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回以上実施する。

4 研修の項目 内容等

±_	如 廖 少 克 日 、 P 1 合 马	
	研修項目	研修内容等
	(1)自動車整備事業	・自動車整備事業の役割
		・自動車整備事業の課題、問題点等
	(2)指定自動車整備事業	• 道路運送車両法関係法令
		・指定自動車整備事業者の処分事例等
		・適正な業務運営
	(3)自動車検査員の業務	・自動車検査員の役割と職務
		• 自動車検査業務
		・自動車検査機器の取扱い
	(4)関係法令及び主要通達	・最近の関係法令の改廃
		・主要通達

## 5 研修

3時間以上とする。

## 6 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、原則として200名以下とする。

#### 7 研修教材

研修教材は、地方運輸局長が適当と認めたものとする。

#### 8 講師

運輸支局職員、学識経験者及び地方運輸局長が認めた者

## 9 研修実施方法

地方運輸局長は運輸支局長に対し研修を実施するよう通知し、運輸支局長は自動車整備振興会の協力を得て実施するものとする。

# 別紙1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

- 1 法第 79 条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項 に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)
  - (1) 記載項目
    - ア 申請者の氏名又は名称及び住所
    - イ 申請者が法人の場合にあっては、役員の氏名及び役職名
    - ウ 受けようとする自動車特定整備事業の種類
    - エ 事業場の名称及び所在地
    - オ 電子制御装置点検整備作業場の所在地(事業場と所在地を異にする場合に限る。)
    - カ 電子制御装置整備(施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。)を行う事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約を交わした施行規則第3条第8号ハに係る作業を行う事業場の所在地
    - キ 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類
    - ク その他業務の範囲の限定
  - (2) 添付書面
    - ア 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定で きる書面
    - イ 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し(個人番号の記載のないもの に限る。)、個人番号カード等申請者を特定できる書面
    - ウ 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証(写し)等事業場の所在地を 証する書面
    - エ 法第 80 条第1項第2号各号に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等 の書面
    - オ 法第 80 条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面
      - (ア) 設備の基準に係る事項(施行規則第57条第1号から第5号まで)
        - a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
        - b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
        - c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
        - d 部品整備作業場の面積
        - e 車両置場の間口、奥行
        - f 作業機械の種類毎の名称、能力、数
        - g 作業計器の種類毎の名称、能力、数
        - h 点検計器及び点検装置の種類毎の名称、型式(一酸化炭素測定器、炭化水 素測定器及び整備用スキャンツールに限る。)、能力、数
        - i 工具の種類毎の名称、能力、数

- j 作業場等平面図(作業場名(優良自動車整備事業者の認定を受けている 者であって、自動車特定整備事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々 の事業場名)、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載したもの)
- k 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術 上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。

- 1 電子制御装置整備を行う事業場にあっては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報(施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあっては、自動運行装置に係るものを除く。)及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面
- (4) 従業員に係る事項(施行規則第57条第6号及び第7号) 整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事す る従業員の数
- カ 土地の使用に係る契約書(離れた作業場を有する場合に限る。)
- 2 法第81条から法第83条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のと おりとする。(法第81条から第83条まで)
  - (1) 記載項目
    - ア 届出者の氏名又は名称及び住所
    - イ 事業場の名称及び所在地
    - ウ 届出に係る事項
    - 工 認証番号
  - (2) 添付書面
    - ア 事業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出の場合は、商業登記簿謄本 等変更された事項を証する書面(法第81条第1項第1号)
    - イ 役員の変更等に係る届出の場合は、ア並びに変更された役員(新任及び解任) の氏名及び役職名を記載した書面(法第81条第1項第2号)
    - ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1(2)ウの書面(法第81条第1項 第3号)
    - エ 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さの変更に係る届出の場合は、1(2)オ(ア) j 及び変更となった屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さを記載した書面(法第81条第1項第4号)
    - オ 事業の廃止に係る届出の場合は、事業を廃止する理由を記載した書面(法第

- 81条第2項)
- カ 事業の相続、合併及び分割に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等事業の相続、合併及び分割の事実を証する書面(法第82条第2項)
- キ 事業の譲渡に係る届出の場合は、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書 面(法第83条第2項)
- 3 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。 (施行規則第62条の2の2第2項)
- (1) 記載項目
  - ア 届出者の氏名又は名称及び住所
  - イ 統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
  - ウ 認証番号
  - エ 選任する整備主任者の氏名及び生年月日
  - オ 統括管理業務の開始日
  - カ 整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日
- (2) 添付書面
  - ア 分解整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合(ウに掲げるものを除く。)には、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第62条の2の2第1項第7号に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し
  - イ 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合(ウに掲げるものを除く。)には、同規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは 運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し又は一級の整備士 (一級二輪の整備士を除く。)に合格していることを証する書面の写し
  - ウ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、一級の整備士(一級二輪の整備士を除く。)にあっては、一級の整備士(一級二輪の整備士を除く。)に合格していることを証する書面の写しを、一級二輪若しくは二級の整備士にあっては、施行規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し
- 4 電子制御装置点検整備作業場の共用設備に係る添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。
  - ア 当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名
  - イ 当該作業場の所在地
  - ウ 当該作業場の共同使用の管理者の氏名又は名称 なお、自動車特定整備事業の認証を受けている者にあっては、認証番号
  - エ 当該作業場の共同使用に関する契約書の写し
  - オ 当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面
- 5 施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面は、電子制御

装置整備(施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。)を行う事業者と施行規 則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約していることを証する書面の 写し

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

種	番	認定の種類	一種整備工場	二種整備工場	備  考
別	号	項目	,———VIII	,====,	VIII V
Α	1	工員数	10人以上	4人以上	
				ただし、対象	
				自動車の種類	
				に車両総重量	
				8トン以上、	
				最大積載量5	
				トン以上又は	
				乗車定員 30	
				人以上の車両	
				を含む場合に	
				は、5人以上	
	2	整備士数	4人以上	2人以上	自動車工のうち整
					備士(自動車タイ
					ヤ整備士、自動車
					電気装置整備士及
					び自動車車体整備
					士を除く。)の数
	3	整備士保有率	1/3以上	1/3以上	自動車工の数に対
					する整備士数の割
					合
В	1	屋内現車作業場	道路運送車両	道路運送車両	現車についての点
	_		法施行規則別	法施行規則別	検・整備作業を行う
	1		第4の規定に		ための作業場とす
			基づく車両整	基づく車両整	る
			備作業場及び	備作業場及び	
			点検作業場の	点検作業場の	
			面積×1.6 以	面積以上	
			上		
	1	電子制御装置点検	©	<b>(</b>	
	_	整備作業場(車両整			
	2	備作業場及び点検			
		作業場と兼用して			
		いる場合を除く。)			
	2	その他の作業場	0	0	機械加工、原動機、

					NA VIEW ANTI VIA FOR TO FE I I I
					塗装、鍛冶等の各作
					業場
		+- <b></b>		1.10.0.11	
	3	車両置場	a×0.3以上	a×0.3以上	屋内、屋外を問わ
					ない
					a は当該事業場の
					屋内現車作業場面
			_	_	積
	4	完成検査場	0	0	屋内
					指定整備工場の検
					査設備として完成
					検査場を有してい
					る場合(共用設備
					を使用する場合を
					含む。)は当該完成
					検査場で足りる。
С	1	卓上ボール盤	0	_	
	2	オイル・バケット	$\circ$	0	
		ポンプ			
	3	ホイール・バラン	$\triangle$	$\triangle$	ホイールへのタイ
		サ			ヤ脱着作業を行う
					事業場にあっては
					必要
	4	フリー・ローラ	$\triangle$	$\triangle$	四輪の自動車を対
					象とする場合に限
					る(可搬式のもの
					であって可)
D	1	バルブ・シート・	$\circ$	_	
		グラインダ			
	2	バルブ・リフェー	$\circ$	_	
		サ			
	3	バルブ・リフタ	0	_	
	4	シリンダ・ゲージ	0	_	
	5	コンロッド・アラ	0		
		イナ			
	6	スプリング・テス	0	_	
		タ			

	7	ラジエータ・キャ	$\circ$	$\circ$	
		ップ・テスタ			
	8	マイクロ・メータ	$\circ$	_	
Е	1	メガー	$\circ$		
	2	電子計測機器	$\triangle$	$\triangle$	外部診断器等(電
					子制御装置整備を
					行う場合を除く。)
F	1	溶接器	0	_	
G	1	検車装置	0	0	検車台、ピット、
					リフト等
	2	ホイール・アライ	Δ	_	三輪以下の自動車
		メント・テスタ又			のみを対象とする
		はサイド・スリッ			場合は不要
		プ・テスタ			
	3	ブレーキ・テスタ	$\triangle$	_	
	4	前照灯試験機	$\triangle$	_	
	5	音量計	$\triangle$	_	
	6	速度計試験機	$\triangle$	_	
	7	黒煙測定器又は	$\triangle$	_	ジーゼル自動車を
		オパシメータ			対象としない場合
					は不要
	8	検査用スキャンツ	$\triangle$	_	大型特殊自動車及
		<u>ール</u>			び二輪の小型自動
					車以外の自動車を
					対象としない場合
					<u>は不要</u>

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
  - 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければ ならないことを示す。
  - 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。

別紙2の2 特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業(二種))

種	番	項目	車体整備作	車体整備作	備考
別	号		業 (一種)	業 (二種)	
Α	1	工員数	5人以上	3人以上	車体整備作業に従事す
					る工員数
	2	整備士数	2人以上	2人以上	自動車車体整備士
В	1	屋内現車作業場	60 ㎡以上	50 ㎡以上	現車についての車体整
	_				備作業を行う場所のみ
	1				とし、最低1両分の塗装
					作業場を含み、その他の
					作業場、完成検査場及び
					洗車場を除く。
	1	電子制御装置点検	0	_	電子制御装置整備を行
	_	整備作業場			う場合に限る。
	2				
	2	その他の作業場	0	_	機械加工、木工、鍛冶等
					の各作業場、機器は1箇
					所に集中されていなく
					てもよい
	3	車両置場	a×0.3以上	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。
					a は当該事業場の屋内
					現車作業場の面積
	4	完成検査場	0	0	屋内
	5	洗車場	0	0	
С	1	洗車機器 	O	_	スチーム・クリーナ、カ
	-1	マート ※対サロ			ーワッシャー等 ガスシールド・アーク溶
D	1	アーク溶接器		O	
	2	占次拉巴	$\cap$	0	接器を含む。 ガスシールド・アーク溶
		点溶接器			接器がある場合にはな
					安部 かめる 場合にはな くてもよい
	3	ガス溶接器	0	0	/ C D & V .
	4	車枠矯正装置			自動車を固定し、車枠の
	4	デ作順止衣臣			曲がり、ねじれ等の点
					横、修正及び検査ができ
					るもの。
	5	車体修正機	_	0	自動車を固定し、又は修
				$\overline{}$	

					正機を保持具により自
					動車に固定して車体の
					変形を修正できるもの。
					車枠矯正装置がある場
					合にはなくてもよい
	6	板金用油圧機器	0	0	ポートパワー等
	7	板金定盤	0	0	
	8	板金工具一式	0	0	
Е	1	スコヤ	0	_	大型のもの
F	1	ボール盤	0	_	卓上用のものでも可
	2	ポータブル・グラ	0	0	板金用のもの
		インダ			
	3	サンダ	0	0	板金用及び塗装用各1
	4	ポリシャ	0	0	
G	1	塗装機器	0	0	スプレーガン等
	2	塗装乾燥装置	0	0	赤外線、ガス等の強制乾
					燥機
					(250w×12 燈クラス以
					上)
Н	1	ヘッドライト・テ	0	0	
		スタ			
	2	ホイール・アライ	0	_	可搬式にても可
		メント・テスタ			
	3	フレーム・センタ	_	0	測定のため必要な自動
		ーリング・ゲージ			車の保持具等を含む。車
					枠矯正装置がある場合
					にはなくてもよい。
	4	トラム・トラッキ	_	0	車枠矯正装置がある場
		ング・ゲージ			合にはなくてもよい。

- (注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積 を有していなければ<mark>ならない</mark>ことを示す。
  - 2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及 び機能を有して<u>いなければ</u>ならないことを示す。

別紙2の3 特殊整備工場(電気装置整備作業)

			1	
種	番	項目	基準	備考
別	号	II W		Z-C)\LIII
Α	1	工員数	3人以上	電気装置整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車電気装置整備士
В	1	屋内現車作業場	35 ㎡以上	現車についての電気装置整備作業を
				行う場所
	2	屋内電気装置整備	20 ㎡以上	現車から取り外した電気装置の整備
		作業場		作業を行う場所
	3	車両置場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。
				a は屋内現車作業場の面積
С	1	オルタネータ・テス	0	変速装置付電動機、直流電圧、電流計、
		タ		回転計のあるもの
	2	スタータ・テスタ	0	トルク計、直流電圧、電流計のあるも
				Ø
	3	オルタネータ・オシ	0	自動車オルタネータの波形試験ので
		ロスコープ		きるもの
	4	グローラ・テスタ	0	
	5	バッテリ・テスタ	0	
	6	半導体試験器	0	トランジスタ・ダイオード半導体の試
				験のできるもの
	7	回路試験器	0	
	8	ボルト・メータ	0	
	9	アンペア・メータ	0	
	10	メガー	0	
D	1	プレス	0	
	2	バイス	0	
	3	電気ドリル	0	空圧式のものでも可
	4	マイクロ・メータ	0	
	5	ダイヤル・ゲージ	0	
	6	ガレージ・ジャッキ	0	
	7	エア・コンプレッサ	0	
Е	1	充電器	0	急速充電器を含む。
	2	溶接器	0	ハンディ式のものでも可
	3	部品洗浄槽	0	
	4	乾燥装置	0	
(20.2				  となける悪な粉具及が燃化な去している

(注) 1. ○印は、その事業場の作業を行うために必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙2の4 特殊整備工場 (原動機整備作業)

種	番	項目	基準	備考
別	- 号			
Α	1	工員数	7人以上	自動車用原動機整備作業に従事する
				工員数
	2	整備士数	1人以上	二級自動車シャシ整備士、三級自動車
				シャシ整備士、自動車タイヤ整備士、
				自動車電気装置整備士及び自動車車
				体整備士を除く
В	1	原動機分解組立作	20 ㎡以上	自動車用原動機の分解、組立等の整備
		業場		作業を行う屋内作業場
	2	原動機部品整備作	60 ㎡以上	自動車用原動機の単体部品の機械加
		業場		工作業等を行う屋内作業場
	3	その他の屋内作業	0	溶接、鍛冶等を行う作業場
		場		
	4	受注品置場	a×0.1以上	受注品を収容する場所であって、うち
				完成品を格納する場所は屋内に限る。
				aは原動機分解組立作業場及び原動
			-	機部品整備作業場の面積の和を示す
	5	屋内完成検査場	0	完成品の検査を行う場所
	6	洗浄場	0	自動車用原動機の洗浄を行う場所
С	1	シリンダ・ボーリン	0	
		グ・マシン		
	2	シリンダ・ホーニン	O	
		グ・マシン		エアロル原ルン 人よ
	3	サーフエース・グラ	O	平面切削盤を含む。
	4	インダ		
	4	クランクシャフト・ グラインダ	0	
	5	ライン・ボーリン	$\cap$	
	J	グ・マシン		
	6	コンロッド・グライ	$\cap$	
	J	ンダ		
	7	ピンホール・ホーニ	0	
		ング・マシン		
	8	バルブ・シート・グ	0	
		ラインダ		

	9	バルブ・リフェーサ	0	
D	1	旋盤	0	
	2	ボール盤	0	卓上用のものでよい
	3	プレス	0	能力が19.6KN(2 t f)以上で、油
				圧式又は手動式のもの
Е	1	バイス	0	
	2	チェーン・ブロック	0	つり上げ能力 9.8KN (1 t f) 以上
				のもの
	3	作業台	0	縦1メートル以上、横1.5メートル以
				上のもの
	4	部品洗浄槽	0	縦 500 ミリメートル以上、横 700 ミリ
				メートル以上、深さ 150 ミリメートル
				以上で台付のもの
	5	エア・コンプレッサ	0	
	6	洗浄機器	0	スチーム・クリーナ、カーワッシャ等
	7	運搬機器	0	原動機の運搬が容易にできるもの
F	1	シリンダ・ゲージ	0	
	2	マイクロ・メータ	0	
	3	ダイヤル・ゲージ	0	
	4	ノギス	0	最大測定値が150ミリメートル以上、
				単位目盛が副尺利用で 0.05 ミリメー
				トル (1/20ミリメートル)以下のも
				<i>O</i>
	5	シ <u>ッ</u> クネス・ゲージ	0	長さ 75 ミリメートル以上のリーフが
				8種類以上組み合わされているもの
	6	フィーラ・ゲージ	0	長さ 230 ミリメートル以上のリーフ
				が8種類以上組み合わされているも
				Ø
	7	直定規	0	断面の幅が5ミリメートル以上で高
				さ 25 ミリメートル以上、長さ 500 ミ
				リメートル以上のもの
	8	定盤	0	縦 450 ミリメートル、横 600 ミリメー
			_	トル以上のもの
	9	表面アラサ測定機	0	J I S - 0659 表面アラサ標準片で
			_	もよい
	10	コンロッド・アライ	0	
		ナ		
	11	コンプレッション・	0	

		ゲージ		
	12	エンジン・タコ・テ	0	
		スタ		
	13	バキューム・ゲージ	$\circ$	
	14	タイミング・ライト	0	ガソリン車用のもの
	15	バルブ・スプリン	0	
		グ・テスタ		
	16	温度計	0	
	17	燃料消費計	0	
G	1	バルブシート・カッ	$\circ$	
		タ		
	2	トルク・レンチ	$\circ$	クランク軸の軸受締付ボルト・コンロ
				ッド大端ボルト及びシリンダヘッド・
				ボルト等の締付トルクの測定ができ
				るもの。
	3	作業用工具	0	原動機の分解、組立作業及び部品の脱し
				着作業等に必要なもの(特殊工具を含
				む)
	4	バルブ・リフタ	0	
	5	ベアリング・レー	$\circ$	
		ス・プーラ		
	6	ギヤ・プーラ	0	
Н	1	水圧検査装置	0	加圧ポンプ、耐圧ホース及び締付金具
				を含む。
	2	噴射ポンプ・テスタ	0	
	3	原動機試験装置	0	水動力計、電気動力計等原動機の馬力
				の測定ができるもの

- (注) 1. ◎印は、作業を行うために必要とする十分な面積を有していなければならない。
  - 2. ○印は、作業対象に応じた機能を有するもの1基以上を作業量に応じて保有しなければならない。

別紙2の5 特殊整備工場 (タイヤ整備作業)

種	番	項目	基準	備考
別	号		·	
Α	1	工員数	3人以上	タイヤ整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車タイヤ整備士
В	1	屋内現車作業場	35 ㎡以上	現車についてのタイヤ整備作業を行
				う場所
	2	屋内タイヤ整備作	20 ㎡以上	現車から取り外したタイヤの整備作
		業場		業を行う場所
	3	車両置場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。
				a は屋内現車作業場の面積
	4	洗浄場	0	
С	1	エア・コンプレッサ	0	
	2	エア・減圧弁	0	
	3	リフト	0	ガレージ・ジャッキを含む
	4	インパクト・レンチ	0	
	5	タイヤ・フレータ	0	
D	1	タイヤ・チ <u>エ</u> ンジ <u>ャ</u>	0	
	2	ビード・ブレーカ	0	
	3	タイヤ・スプレッダ	0	
	4	タイヤ修理機	0	チューブレス・タイヤ修理機を含む
	5	チューブ焼付機	0	
	6	グラインダ	0	
	7	チューブ・テストタ	$\circ$	
		ンク		
	8	チューブ・ハンガ	0	
Е	1	作業台	0	
	2	作業用工具	0	タイヤの取り外し、組み付け、修理に
				必要なもの
	3	タイヤ収納棚	0	タイヤを縦置きに収納できるもの
F	1	ホイール・バランサ	0	
	2	タイヤ・ゲージ	0	高精度ゲージ
	3	デプス・ゲージ	0	
	4	トルク・レンチ	0	
	5	巻尺	0	

<sup>(</sup>注) ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を 有していなければならないことを示す。

#### 別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

- 1 指定規則第1条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則第1 条第2項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第1項及び第 2項)
  - (1) 記載事項
    - ア 申請者の氏名又は名称及び住所
    - イ 事業場の名称及び所在地
    - ウ 対象とする自動車の種類
    - エ その他業務の範囲の限定
    - オ 認証番号及び認証年月日
    - カ 認証を受けた自動車特定整備事業の種類
    - キ 認証を受けた自動車特定整備事業における対象とする自動車の種類並びに対 象とする整備の種類及び装置の種類
    - ク 認証を受けた自動車特定整備事業における業務の範囲の限定
    - ケ 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあっては、受けている認定の 種類及び認定番号
    - コ 優良自動車整備事業者の認定(特殊整備工場の認定を除く。)を受けていない 者にあっては、次の事項
      - (ア) 実施している整備作業の範囲
      - (イ) 事業場管理責任者の氏名及び略歴
      - (ウ) 主任技術者の氏名及び略歴
      - (エ) 一級、二級、三級の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び 特定整備に従事する従業員の数
  - (2) 添付書面
    - ア 申請者(法人又は個人企業)及び事業場の沿革を記載した書面
    - イ 法第94条の2第2項において準用する法第80条第1項第2号ロから二まで に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
    - ウ 次の状況を記載した事業場平面図
      - (ア) 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積
      - (イ) 自動車検査用機械器具の配置状況
    - エ 指定規則第2条第1項第2号に定める自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数
    - オ 指定規則第2条第1項第2号イ〜<u>リ</u>までの自動車検査用機械器具に係る国土 交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成

績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。<u>ただし、リ</u>に掲げる自動車検査用機械器具について、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合はこの限りではない。

- 2 指定規則第1条第2項第5号に基づく検査の設備の共同使用を行う場合における添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。(指定規則第1条第2項第5号)
  - ア 当該設備の管理責任者の氏名
  - イ 当該設備の所在地
  - ウ 当該設備の名称、型式及び数
  - エ 検査用機械器具の取扱要領及び点検要領等の管理規定等当該設備の維持管理 体制を記載した書面
  - オ 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称
  - カ 当該設備の共同使用に係る者の最近3ヵ月間における月平均の車種別の法第 62条に規定する継続検査等に係る整備実績を記載した書面
  - キ 共用設備の共同使用に関する契約書の写し
  - ク 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積
- 3 指定規則第1条第2項第6号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第2項第6項)
  - ア 事業場の設備を記載した平面図
  - イ 作業工程図 (アに記載することでも差し支えない。)
  - ウ 整備用の主要な設備及び機器の配置図(アに記載することでも差し支えない。)
  - 工 事業場組織図
  - オ 最近3ヵ月間における月平均の車種別整備実績を定期点検整備、自動車検査 に係る整備及びその他の整備に分けて記載した書面
  - カ 貸借対照表及び損益計算書

株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。

また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる書面でこれに代えて差し支えない。

新規設立会社の場合 (前歴がない場合)	最近6ヵ月間の仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を	経過説明書及び事業計画書
設立した場合(廃止新規申請の場合を含む)	
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書

- キ 自動車検査の実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記載した書面
- 4 指定自動車整備事業において、新たに指定を取得しようとする場合であって、

設備、技術及び管理組織(事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員)に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請書に記載する事項及び添付書面は、次のとおりとする。

ただし、法第94条の3、第94条の4又は第94条の8に基づく処分を受けた場合(処分対象となる違反事項が確認された場合を含む。)であって、当該処分に係る違反事項の改善が確認されていないときは、この規定を適用しない。

なお、相続であって、被相続人である事業者が事業場管理責任者を兼務し、かつ、 相続人が事業場管理責任者として業務を確実に行えると認められる場合には、事業 場管理責任者の変更がないものとみなして差し支えない。

- (1) 記載事項
  - ア 1(1)アからクまでの事項
  - イ 指定番号
- (2) 添付書面
  - ア 1(2)ア、イ及び3エ、カの書面
  - イ 指定規則第4条に基づく次の事項を記載した自動車検査員選任届
    - (ア) 選任しようとする自動車検査員の氏名及び生年月日
    - (4) 選仟年月日
    - (ウ) 自動車検査員の要件が指定規則第4条第1項第1号の要件による者の場合
      - a 教習修了運輸局
      - b 教習修了年月日
      - c 教習修了書番号
    - (エ) 他の事業場の自動車検査員を兼任する場合には、次の事項を記載した書面
      - a 兼任する事業場の指定番号
      - b 兼任する事業場の名称
      - c 兼任する事業場の所在地
      - d 兼任する事業場との間の交通の状況及び所要時間
      - e 当該兼任する事業場の最近3ヵ月間における月平均の車種別整備実績 を記載した書面
  - ウ 法第94条の4第5項に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
  - エ 自動車検査員に選任されることへの同意書
- 5 指定規則第5条第1項及び第2項に基づく自動車検査員の選任等に係る届出書 の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第5条第1項及び第 2項)
- (1) 記載事項
  - ア 届出者の氏名又は名称及び住所
  - イ 事業場の名称及び所在地
  - ウ 指定番号

- (2) 添付書面
  - ア 4(2)イからエまでの書面
  - イ 指定規則第4条に基づく自動車検査員の要件に該当する者であることを記載 した以下の書面
    - (ア) (イ)に定める者以外の者にあっては、自動車検査員教習修了証書(写し)、 自動車検査員教習修了証明書(写し)、自動車検査官又は軽自動車検査員の 経験を有する証明書等
    - (イ) 法第94条の4第4項の規定に基づき自動車検査員の職を解任された者又は法の規定に違反(自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。)する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任された者にあっては、自動車検査員再教習修了証書(写し)
  - ウ 自動車検査員を解任する場合は、解任する自動車検査員の氏名及び解任年月 日
- 6 指定規則第 11 条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第 11 条)
  - (1) 記載事項
    - ア 5(1)アからウまでの事項
    - イ 届出に係る事項
  - (2) 添付書面
    - ア 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積の変更に係る届 出の場合は、1(2)ウの書面
    - イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面
      - (ア) 変更した自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数を記載した書面
      - (イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に 適合していることを証する書面

上記の書面の取扱いについては、1(2)オと同じ。

# 別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

## 1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	4人以上	
		ただし、対象自動車の	
		種類に車両総重量8	
		トン以上、最大積載量	
		5トン以上又は乗車	
		定員 30 人以上の車両	
		を含む場合には、5人	
		以上	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち整備
			士(自動車タイヤ整備
			士、自動車電気装置整
			備士及び自動車車体
			整備士を除く。)の数
1-3	整備士保有率	1/3 以上	自動車工の数に対す
			る整備士数の割合
1-4-1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行	現車についての点検・
		規則別表第4の規定	整備作業を行うため
		に基づく車両整備作	の作業場とする。
		業場及び点検作業場	
		の面積以上	
1-4-2	電子制御装置点検整	0	
	備作業場(車両整備		
	作業場及び点検作業		
	場と兼用している場		
	合を除く。)		
1-5	その他の作業場	©	機械加工、原動機、塗
			装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わな
			V) <sub>o</sub>
			aは当該事業場の屋
		_	内現車作業場面積
1-7	完成検査場		屋内

1-8	オイル・バケットポン	0	
	プ		
1-9	ホイール・バランサ	$\triangle$	ホイールへのタイヤ
			脱着作業を行う事業
			場にあっては必要
1-10	フリー・ローラ	Δ	四輪の自動車を対象
			とする場合に限る(可
			搬式のものであって
			专可)。
1-11	ラジエータ・キャッ	0	
	プ・テスタ		
1-12	電子計測機器	Δ	外部診断器等(電子制
			御装置整備を行う場
			合を除く。)
1-13	検車装置	0	検車台、ピット、リフ
			卜等

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
  - 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければ ならないことを示す。
  - 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。

#### 2 要員関係の基準の解釈

#### (1) 事業場管理責任者

事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であって、当該事業場の統括責任者をいい、次のアからウまでの責務を負うものとする。

- ア事業計画の決定と執行に関すること。
- イ 事業場全般に係る管理業務(指定自動車整備事業における保安基準適合証、 保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。)に関す ること。
- ウ 従業員に対する関係法令の教育に関すること。

### (2) 主任技術者

当該事業場において実施される整備の技術に関する総括責任者であって、次の アからウまでの責務を負うものとする。

- ア 従業員に対する整備技術の教育に関すること。
- イ 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。
- ウ 設備機器の管理に関すること。

#### (3) 工員

常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシエ、エンジン工、検査工(指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。)、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工並びに板金工、電装工等のうち、電子制御装置整備に従事する者とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。

なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。

#### (4) 自動車工

シャシエ、エンジンエ、検査工等とし、板金工、塗装工、電装工等は含まない。 (5) 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、 次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成 19 年
な作業	国土交通省告示第 317 号) に例示してある点検作業
	の範囲
点検に付随する軽微な作	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際
業	の清掃及び摺動部への給油脂
	・増し締め
点検と併せて行うことが	・シャシ各部への給油脂
合理的である軽微な交換	・油脂液類の補充(交換は否)
又は補充作業	・点火プラグの交換
	・エア・クリーナ・エレメントの交換
	・燃料フィルターの交換
	・ディストリビュータ・キャップの交換
	・バルブ、ヒューズの交換
	・ワイパー・ブレード、ゴムの交換
	・タイヤの交換(位置交換など)
点検又は検査時に行うこ	・前照灯の照射方向の調整
とが合理的である軽微な	・アイドリング、CO・HCの調整
調整作業	・点火時期の調整
	・タイヤの空気圧の調整

(6) 事業場管理責任者、主任技術者及び検査工(同一の指定自動車整備事業の他の事業場の自動車検査員を兼任する(3)なお書きに規定する検査工を除く。)は、すべての業務を確実に実施することができると認められる場合には同一人がす

べてを兼務しても差し支えない。

#### (7) 整備士

自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。 また、整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数(その数に1未満 の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

- 3 作業場等の基準の解釈
  - (1) 屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場
    - ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。
    - イ 検査機器を用いて行う検査(音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、 黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールにより行う検査を除く。) 以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。
  - (2) その他の作業場

機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場であって、床面は舗装されていること。

- (3) 完成検査場
  - ア 屋内であって、完成検査を行うに十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。
  - イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路にでても差し支えない。
  - ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めないこと。
  - エ もっぱら検査及びこれに伴う作業のみを行っている場所とし、整備のための 屋内作業場とは明確に区分されていること。この場合において、法第75条第1 項に基づき型式の指定を受けた自動車の製作者と同一の指定自動車整備事業に あっては、同条第4項に基づく検査の場所を含むものとする。
  - オ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業並びに電 子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外を完成検査場で 行うことは差し支えない。

また、(6)のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成 19 年
	国土交通省告示第 317 号)に例示してある点検作
	業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際
	の清掃及び摺動部への給油脂
	<ul><li>増し締め</li></ul>
点検と併せて行うことが合理	・シャシ各部への給油脂
的である軽微な交換	・油脂液類の補充(交換は否)

- ・点火プラグの交換
- エア・クリーナ・エレメントの交換
- 燃料フィルターの交換
- ディストリビュータ・キャップの交換
- ・バルブ、ヒューズの交換
- ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換
- ・タイヤの交換(位置交換など)
- ・タイヤの空気圧の調整

#### (4) 車両置場

屋内、屋外を問わないが、販売のための車、下取車等の置場は含まない。特に ディーラー工場、自家工場にあっては販売のため置場、車庫との区画を平面図に 明確に記入すること。

#### (5) 通路

通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業 場等の面積には含まない。

ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業 に影響を及ぼすおそれがない場合にあっては作業場等の面積に含めて差し支えな い。

#### (6) 作業場等の配置

各作業場(検査場等(電子制御装置点検整備作業場を除く。)を含む。)は原則として整備中の自動車が路上を移動することがない(当該自動車の車輪が道路上を通過しない)よう配置されていること。

ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。なお、この場合、特定整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。

#### 4 整備完了車のできばえ

#### (1) 車検成績

法第 62 条に規定する継続検査等の実績における月平均の持込台数(持込総数 / 期間(月))は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、 再検査台数は、持込総数の3%以下であること。

なお、現に指定自動車整備事業を営んでいる者(当該事業者が事業者又は役員になっている自動車特定整備事業、優良自動車整備事業及び指定自動車整備事業において、文書警告以上の行政処分等を申請日以前の3年間にわたり受けたことがない者に限る。)が、新たに指定自動車整備事業の申請を行う場合であって、当該申請に係る事業場の設備、技術及び管理組織が現に営んでいる事業場における設備、技術及び管理組織と同等と判断できるときは、再検査車両が含まれない限

り、次表右欄の月平均の持込台数の数値を、3分の2を乗じた数(小数点以下切り上げ)にそれぞれ読み替えることができるものとする。

期間	月平均の持込台数
最近2ヵ月	30台 以上
〃 3ヵ月	20台 "
# 4ヵ月	15台 "
# 5ヵ月	12台 "
<b>″</b> 6ヵ月	10台 "

別紙3の3 適合証綴配布台帳(元帳) 振興会用

	3	受	5	入	支	l	Ц		残			取
		綴 数	綴者	番号	綴 数	綴	番号	綴 数	綴者	肾号	備考	取扱者印
1	+	形奴 安义	自	至	1000 多义	自	至	700 安义	自	至		印
12	15	1,000	1~	1000							全官報より	
12	16				10	1~	-10	900	11~	1000	○○指定工場へ	
<i>]]]</i>	"				15	111	~25	975	26~	"	n	

別紙3の4 適合証綴配布台帳(仕分帳)振興会用(指定整備工場ごととする)

		者及び 湯の名称										指定	番号			
日	付	綴 数	綴番自	番号 至	備	考	受者 領印	日	付	綴	数	綴都自	音号 至	備	考	受者領印
12	16	10	1	10							$\Box$					
2	1	20	101	120												
3	1	30	601	630												
											$\Box$					
											$\Box$					

別紙3の5 適合証綴授受出納簿 指定整備工場用

		者及び 湯の名称								指定番号		
		受	入			使	用		744		取扱者	铜
日	付	(33 */r	綴者	肾号	<b>奴</b> 平. 口.	適台	計	標 章	残綴数	備考	振	I.
		綴 数	自	至	綴番号	交付	書損	交 付	数		興会	場
12	16	15	11	25								
2	1				11	49	1	40	14			
3	1				12	48	2	45	13			
_												
_	_										$\perp$	
_												
- 1												

別紙3の6 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳(元帳)振興会用

	1	受	j	λ.	支	ļ	出		残			取
		綴 数	級者	昏号	綴 数	綴者	番号	級 数	綴者	番号	備考	取扱者印
1	+	放 效	自	至	和 数	自	至	- 散文 安义	自	至		印
12	15	1,000	1~	1000							全官報より	
12	16				10	1~	-10	900	11~	1000	○○指定工場へ	
"	jj				15	111	~25	975	26~	- 11	n	
									·			

別紙3の7 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳(仕分帳)振興会用(指定整備工場ごととする)

		者及び 湯の名称									拊	定	番号			
日	付	綴 数	綴都自	<b>音号</b>	備	考	受者 領印	日	付	綴	女」	<b>聚番</b>	号至	備	考	受者領印
12	16	10	1	10							Т	$\top$				
2	1	20	101	120								$\Box$				
3	1	30	601	630												
											$\perp$	$\perp$				
$\perp$											┸	$\perp$				
$\Box$											$\perp$	$\perp$				

別紙3の8 【電子適合証用】適合標章綴授受出納簿 指定整備工場用

		者及び 湯の名称							指定番号			
		受	入		复	i i	用	7 <del>42</del>			取扱	者印
日	付	tera Mil.	綴	番号	GRI AT. D	適	合標章	残綴数	(ji	<b>帯</b>	振	工
		綴 数	自	至	綴番号	交付	印刷不良等	数			興会	場
12	16	15	11	25								
2	1				11	49	1	14				
3	1				12	48	2	13				
Ш												
Ш												

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長 (公印省略)

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局 運輸部長に対し通知しましたので、了知いただきますとともに、貴会傘下会員に対し 周知徹底方お願い致します。

別添

国自整第 269 号 令和5年3月27日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱について」の一 部改正について

「指定自動車整備事業規則」(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第2条第2項に掲げる 自動車検査用機械器具に「検査用スキャンツール」を新たに規定したことに伴い、別 添新旧対照表のとおり改正するので、了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱わ れたい。

なお、本通達は、従前は自動車交通局技術安全部長名で発出されていたところであるが、平成23年に行なわれた国土交通省組織令等の一部改正より、自動車交通局技術安全部が廃止されたため、今次通達から改めて自動車局整備課長名の通達として発出することを申し添える。

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱について」(平成9年2月20日付け自整第23号)の一部改正について

# 新旧对照表

			「を担めてはない。」
華		ш П	
	自整第 23 号		自整第23号
	平成9年2月20日		平成9年2月20日
	国自整第 269 号		
	最終改正 令和5年3月27日		
各地方運輸局自動車技術安全部長一殿		各地方運輸局長一殿	
<u> </u>		沖縄総合事務局長殿	
	自動車局整備課長		自動車交通局技術安全部長
本文 (FS)		本文 (暗)	
品		TILE THE	
   1. 共用設備を使用する特定指定自動車整備事業者における検査の実施方法	- 3検査の実施方法	1. 共用設備を使用する特定指定自動車整備事業者における検査の実施方法	6年の実施方法
ア. 第1表左欄の(1)から( <u>12)</u> までに掲げる事項について、それぞれ対応する右欄の自動車検査	それぞれ対応する右欄の自動車検査	ア. 第1表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項について、それぞれ対応する右欄の自動車検査	いぞれ対応する右欄の自動車検査
用機械器具を用いて検査を実施することとなるので、自動車検査設備の全てについて共同使用	<b>b車検査設備の全てについて共同使用</b>	用機械器具を用いて検査を実施することとなるので、自動車検査設備の全てについて共同使用	<b>検査設備の全てについて共同使用</b>
をする特定指定自動車整備事業者(以下「全部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)	<b>定指定自動車整備事業者」という。)</b>	をする特定指定自動車整備事業者(以下「全部共用の特定指定自動車整備事業者」という。	E自動車整備事業者」という。)
以外の特定指定自動車整備事業者(以下「一部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)	当指定自動車整備事業者」という。)	以外の特定指定自動車整備事業者(以下「一部共用の特定指定自動車整備事業者」という。	<b>飳自動車整備事業者」という。)</b>
は、共用設備を使用する前に、当該事業場に有する第1表右欄の自動車検査用機械器具を用い	<b>そ右欄の自動車検査用機械器具を用い</b>	は、共用設備を使用する前に、当該事業場に有する第1表右欄の自動車検査用機械器具を用い	瀾の自動車検査用機械器具を用い
てそれぞれこ対応する左欄の事項について検査を実施すること。	را الم	てそれぞれに対応する左欄の事項について検査を実施すること。	۱۰
第1表 (指定自動車整備事業規則別表第二一装置に関する検査 (その)	格香 (その1))	第1表(指定自動車整備事業規則別表第二一装置に関する検査(その1))	室 (その1))
(1)~(11)(略)	(器)	(1)~(11)(既)	(盤)
(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール	(新設)	

<ul> <li>イ. 全部共用の特定指定自動車整備事業者は、第1表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項について、一部共用の特定指定自動車整備事業者は、同表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項のうち、当該事項に係る自動車検査用機械器具によって検査を実施することができないこととなる事項について、当該事業規定はいて推定整備に係る部分が提供することができないこととなる事項について、当該事業規定はいて推定整備に係る部分が提供することができないこととなる</li> </ul>			
	の(1)から <u>(12)</u> までに掲げる事項のう  と実施することができないこととなる  保安基準に適合するようにすること。	イ.全部共用の特定指定自動車整備事業者は、第1表左欄の(1)から <u>(11)</u> までに掲げる事項について、一部共用の特定指定自動車整備事業者は、同表左欄の(1)から <u>(11)</u> までに掲げる事項のうち、当該事項に係る自動車検査用機械器具によって検査を実施することができないこととなる事項になるは事実場において <mark>分解整備</mark> に係る部分が保安基準に適合するようにすること。	\$1 表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項につ同表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項のうって検査を実施することができないこととなる系る部分が保安基準に適合するようにすること。
ウ. (略)		ウ. (略)	
エ.第3表に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査を実施すること。	<b>引こより検査を実施すること。</b>	エ.第3表に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査を実施すること。	<b>歯切な方法により検査を実施すること。</b>
第3表(指定自動車整備事業規則別表第二-装置に関する検査	る検査 (その3))	第3表(指定自動車整備事業規則別表第二-装置に関する検査	<b>:置に関する検査 (その3) )</b>
(1) 原動機 (9) 指示装置	装置	(1) 原動機	(8) 警報装置
(2) 電気装置 (10)視野	(10)視野を確保する装置	(2) 電気装置	(9) 指示装置
(3) 乗車装置 (11) 走行	(11) 走行距離計その他の計器	(3) 乗車装置	(10) 視野を確保する装置
(4) 前面ガラスその他の窓ガラス (12) 防水装置	装置	(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(11) 走行距離計その他の計器
(5) 騒音坊止装置 (13)運行記録計	記錄音十	(5) 騒音防止装置	(12) 防火装置
(6) ばい煙等の発散防止装置 (14)速度表示装置	表示装置	(6) ばい煙等の発散防止装置	(13) 運行記錄計
(7) 灯火装置及び反射器 (15)自動運行装置	運行装置	(7) 灯火装置及び反射器	(14) 速度表示装置
(8) 警報装置			
オ.特定指定自動車整備事業者は、ア・からエ.までの検査を当該事業場において実施したのち、	を当該事業場において実施したのち、	オ. 特定指定自動車整備事業者は、ア.からエ.までの検査を当該事業場において実施したのち、	での検査を当該事業場において実施したのち、
共用設備を使用して、第1表左欄に掲げる(1)から(12)までに掲げる事項について、それぞれ対	でに掲げる事項について、それぞれ対	共用設備を使用して、第1表左欄に掲げる(1)から(11)までに掲げる事項について、それぞれ対	ら(11)までに掲げる事項について、それぞれ対
応する同表右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査すること。	· 구 가 :	応する同表右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査すること。	て検査すること。
この場合において、一部共用の特定指定自動車整備事業者にあっては、	針にあっては、当該事業場における自	この場合において、一部共用の特定指定自動庫	この場合において、一部共用の特定指定自動車整備事業者にあっては、当該事業場における自
動車検査用機械器具を用いて検査を実施することができなかった事項についてのみの検査で差	がった事項についてのみの検査で差	動車検査用機械器具を用いて検査を実施することができなかった事項こついてのみの検査で差	とができなかった事項こついてのみの検査で差
し支えない。		し支えない。	
2. 全部共用の特定指定自動車整備事業者であって、他の事業場の自動	)事業場の自動車検査員が兼任するこ	2. 全部共用の特定指定自動車整備事業者であ	全部共用の特定指定自動車整備事業者であって、他の事業場の自動車検査員が兼任するこ
ととなる場合にあっては、当該特定指定自動車整備事業場	当該特定指定自動車整備事業場において当該車両の道路運送車両法	ととなる場合にあっては、当該特定指定自動車整備事業場において当該車両の道路運送車両法	整備事業場において当該車両の道路運送車両法

 $^{\circ}$ 

兼	田
第 94 条の 5 第 1 項に係る整備が完了したときは、当該事業場において <mark>特定整備</mark> に係る部分が   第 94 条の 5 第 1 項に係る整備が完了したときは、当該事業場において <mark>分解整備</mark> に係る部分が	第 94 条の5第1項に係る整備が完了したときは、当該事業場において <mark>分解整備</mark> に係る部分が
保安基準に適合するようにしたのちに、共用設備を使用して、当該兼任に係る自動車検査員が、	保安基準に適合するようにしたのちに、共用設備を使用して、当該兼任に係る自動車検査員が、
規則第8条の規定に基づくすべての検査を実施することとしても差し支えない。	規則第8条の規定に基づくすべての検査を実施することとしても差し支えない。
3. ~4. (肾)	3. ~4. (略)

国自整第 270 号の 2 令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿 日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿 全国自動車電装品整備商工組合連合会会長 殿 全国タイヤ商工協同組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長 (公印省略)

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局 運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底 方お願い致します。

別添

国 自 整 第 270 号 令和 5 年 3 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

#### 自動車局整備課長

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について

「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」(令和3年国土交通省令第66号)(以降、改正省令という。)が令和6年10月1日から施行されることにより、指定自動車整備事業者は原則として「検査用スキャンツール」を備えることとなる。また、改正省令附則第2条(指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為)が令和5年4月1日から施行され、「検査用スキャンツール」に係る申請等ができることとなる。

これに伴い、「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」(平成31年3月29日付け国自整第326号)について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したことを申し添える。

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」(平成 31 年 3 月 29 日付け国自整第 326 号)の一部改正について 新旧対照表

	(下線部分は改正部分)
	ш
国自整第 326 号	国自整第326 号
平成31年3月29日	平成31年3月29日
国自整第 270 号	
最終改正 令和5年3月27日	
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長と殿	沖縄総合事務局運輸部長と殿
自動車局整備課長	自動車局整備課長
自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について	自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について
本文 (略)	本文(略)
	是
1. (略)	1. (略)
<ul><li>2. 指定自動車整備事業関係(別添)</li><li>第1号様式(指定)指定自動車整備事業の指定新規申請書 第2号様式(指定)指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書 以下、(略)</li></ul>	<ul><li>2. 指定自動車整備事業関係(別添)</li><li>第1号様式(指定)指定自動車整備事業の指定新規申請書 第2号様式(指定)指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書 以下、(略)</li></ul>
<ul><li>3.優良自動車整備事業関係(別添)</li><li>第1号様式(優良)優良自動車整備事業者認定申請書</li><li>第2号様式(優良)優良自動車整備事業者の変更届出書 以下、(略)</li></ul>	<ul><li>3.優良自動車整備事業関係(別添)</li><li>第1号様式(優良)優良自動車整備事業者認定申請書</li><li>第2号様式(優良)優良自動車整備事業者の変更届出書 以下、(略)</li></ul>

田	附則 (平成 31 年 3 月 29 日 国自整第 326 号) 本規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。	附則 (令和元年6月28日 国自整第42号) 改正後の通達については、令和元年7月1日から施行する。	附則 (令和2年3月13日 国自整第334号) 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式(道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整 備に係る申請及び届出に限る。)は、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。	附則 (令和3年4月27日 国自整第24号) 本改正規定による様式(道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。)は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の例によることができる。	(発達)
新		(令和元年 6 月 28 日   国自整第 42 号)	Mil	所則 (令和3年4月27日 国自整第24号)   本改正規定による様式(道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整   本改正規定限る。)は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の例によること   備いができる。	Mil (令和5年3月27日 国自整第270号)

							Ш	ш	ш	Ш	Ш	ш	ш				ш		
						備付年月日	年 月	年 月	年 月	年 月	Ì		Ì	年 月	,		年 月		
						10													
						能力													
						-													
皿			桖			\{\tau_{=1}\}													では、マンスに、
		洣	所規申請		丰	陸													るものに○を謂
		指定自動車整備事業関係	権の指定法	(器)	自動車検査機械設備		*	ıt											<b>-</b> 유머の酸当 가 ( <b>旧各</b> )
	(\f	動車整備	た (指定) [整備事学 3)		動車検3	検査機器の名称	ホイール・アライメント・テスタ	サイドスリップ・テ スタ	テスタ	幾			幾	則定器	古器	三器	4-4		8 称欄は、 □ 1
	(別添) 1. (略)	2. 指定信	第1号様式(指定) 指定自動車整備事業の指定新規申請書 本文 (略)	1-(1)~4-(1)	(S)	検査機	イイン	サイドンメタス	バレーキ・テスタ	前照灯試驗機	音量計	騷音計	速度計試験機	-酸化炭素測定器	炭化水素測定器	黒煙測定器	オパシメータ	(新設)	(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること 4 一(3)~ 5 一(2) (FB)
		<u> </u>	—————————————————————————————————————		4		ш	ш			ш			ш		ш	ш	ш	, <u>#</u> 7
						備付年月日	年 月	年 月	年 月		年 月			年 月			年 月		
						備作	7	7	7	Ţ.	7	7	7	7	7	7	7	有	
						力													
						器													
兼						1													- 2) 1   1   1   2   1   1   1   1   1   1
			<del></del>		設備	掛													で る で で で で で で で で で で で で で で で で で が が か が か
		業関係	第1号様式(指定) 指定自動車整備事業の指定新規申請書 本文 (略)	$\overline{}$	自動車検査用機械器具設備	教													(注) 検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものにつを配載すること。 $4-(3\sim 5-(2))$ (附名)
		車整備事	指定) 備事業の	① (器)	車検査用	名称	アライメ	ププ・デ	A					器			X	グーグ	Mit, 口枠内のMic, 口枠のMic, 口枠
	(器)	2. 指定自動車整備事業関係	第1号様式(指定) 指定自動車整備事3 本文 (略)	1-(1)~4-(1)		検査機器の名称	ホイール・アライメント・テスタ	サイドスリップ・テ スタ	ブレーキ・テスタ	前照灯試験機	提書是	騷音計	速度計試験機	/炭素測定	炭化水素測定器	黒煙測定器	オパシメータ	検査用スキャンツール	<b>育査機器の名券欄は</b> -③~ 5 −②
	(男山統)	2.	新 扣 拉 女 女	1	4 ©	奉	#7	サス	ブレー	前照灯	异	騷	速度計	一酸化	炭化水	畔	$ \overline{}$	検査用	(注)   <del>                                    </del>

1	1/2/			1	÷			
5-3 共同使用の自動車検査用機械器具設備	幾械器具設備			5 - ③ 共同使用の自動車	共同使用の自動車検査用機械器具設備	<b></b>		
検査機器の名称 数	型式	能力	備付年月日	検査機器の名称数	型	能力	備付年月日	
ホイール・アライメント・テスタ			年 月 日	サイール・アライメ ント・デスタ			年 月	Ш
サイドスリップ・テスタ			年 月 日	サイドスリップ・テスタ			年 月	Ш
ブレーキ・テスタ			年 月 日	ブレーキ・テスタ			年 月	Ш
前照灯試驗機			年 月 日	前照灯試験機			,	Ш
提曹晃			年 月 日	岩量計			年 月	Ш
提是   類			年 月 日				Ì	Ш
速度計試驗機			年 月 日	速度計試験機			年 月	Ш
一酸化炭素測定器			年 月 日	一酸化炭素測定器			`	Ш
炭化水素測定器			年 月 日	炭化水素測定器				Ш
黒煙測定器			年 月 日	黒煙測定器			l `	Ш
オパジメータ				オパシメータ				ш
			年 月 日	(新設)				
(注)検査機器の名称欄は、□枠内の駿当するものに○を記載すること。 第2号様式 (指定)	を記載すること。			(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当で第2号様式(指定)	□枠内の該当するものに○を記載すること。 <b>三</b> )			•
指定自動車整備事業の変更(届出・	量(闄申・田里)			指定自動車整備事業の変更	量(閏田・申請)書			
路				殿				
			年 月				年月	Ш
道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え(届出・申(第)届出にあっては「届出、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。(注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通) (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全て	<b>冒面を添え (届</b>   の文字に○を記載す (全ての項目に共通) 縮小することができる	(届出・申請) します。 <sub>載すること。</sub> (過) ?きる。(全での項目に共通)		道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え(届出・F(は)届出にあっては「届出、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。 (注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通) (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全で	Lり別紙書面を添え( っては「申請」の文字にOを記載 こができる。(全ての項目に共 たたは削除・縮小することができ	(届出・申請)します。 職すること。 適) きる。(全ての項目に共通)		
(ふりがな)				(ふりがな)				
届出者 申請者 の氏名又は名称				届出者 の氏名又は名称 申請者				
届出者 の住所 申請者				届出者 の住所 申諸者				
電話番号				電話番号				
(ふりがな)				(ふりがな)				
事業場の名称				事業場の名称				
事業場の所在地				事業場の所在地				
<b>号</b> 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一				電話番号				
指定番号				指定番号				
届出・申請の変更内容	変更年月日	月日	年 月 日	届出・申請の変更内容	変更	変更年月日	年 月	Ш
完成検査場の位置又は面積 自動車 Aを 再機械 器 員 設 備		対象とする自動車の種類 業務の新用の限定	【変更申請】 【変更申請】	<u>屋内作業場の位置又は面積</u> 白動車Aを用機械器員設備	積 備	対象とする自動車の種類 業務の新用の限定	[変更     変更	
自動車検査用機械器具設備(共用設備)				自動車検査用機械器具設備(共用設備)	備(共用設備)		(	7
(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。				(学) 口茗玉 ) 終3 子 / ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	7 7 7			

			1	年 月 日	年 月 日	月	年 月 日		A	,	月			年 月 日				-	5 力 備付年月目	年 月 日	年 月 日			4 年 月 日		ς =	C   III	П		т —		
旦		<b>呉設備の変更</b>	数 型 式 能													ጷ当するものに○を記載すること。	<u> </u>		数型式罷													
	1-①~3 (略)	4 自動車検査用機械器具設備の変更	検査機器の名称	ホイール・アライメント・テスタ	サイドスリップ・テスタ	ブレーキ・テスタ	前照灯試驗機	七事是		速度計試験機	一酸化炭素測定器	炭化水素測定器	黒煙測定器	オペシメータ	(新設)	<ul> <li>(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること</li> <li>5 −(1) ~ 5 −(2)</li> <li>(所名)</li> </ul>	5 — ③ 出田勢備重業長		検査機器の名称	サイーア・アンイメント・・テンタ	サイドスリップ・ア	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			上軍目		(本)				(新設)	以下、(器)
			備付年月日	年 月 日	年 月 日		年 月 日	Я			月	月	月	年 月 日	月			借付年日口		年 月 日	年 月 日	年 月 日	, ш	年月日	A	月		A	A	年 月 日		
			能力														2000年	#														
兼		は設備の変更	私													するものに○を記載すること。	<ul><li>出設公告申報</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li><li>公司</li>&lt;</ul>		H													するものに○を記載すること。
	1-①~3 (略)	4 自動車検査用機械器具設備の変更	検査機器の名称数	× <del>\</del>	サイドスリップ・テスタ	ブレーキ・テスタ	前照灯試験機	七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		速度計試験機	一酸化炭素測定器	炭化水素測定器	黒煙測定器	オパシメータ	検査用スキャンツール	(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに〇を記載すること。 $5-(1)\sim 5-(2)$ (昭 $\!$	少部衆軍事が開出、ピーと	2	_	タイーバ・/ / イン/ / ソント・アンタケー・アンタ	サイドスリップ・テスタ	ブレーキ・ドスタ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	はいいない。本書中		速度計試験機	一酸化炭素測定器	炭化水素測定器	黒煙測定器	オパシメータ	検査用スキャンツール	(ほ)検査機器の名称欄は、口枠内の談当するものにOを記載すること。 以下、(略)

4		ш
		Ξ
3.優良自動車整備事業関係	3. 優良自動車整備事業関係	
第1号様式(優良) 優良自動車整備事業者認定申請書 本文 (略)	第1号様式(優良) 優良自動車整備事業者認定申請書 本文 (略)	
1~3 (略) 4-①I 整備用・検査用機械器具設備(一種整備工場の記載項目)	1~3 (略) 4-①I 整備用·検査用機械器具設備	24年(一種整備工場の記載項目)
項目	項目	数 能力
一年 一子 報子 パープ はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん	早上ボール盤 オンプ・ジャット ポンプ	
4.4.ア・ベクットルン/ ホイール・バウンサ	ムイゲ・ベシットやハンドイード・ベルンナ	
フリー・ローラ	フリー・ローラ	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
バルフ・リフェーサーバルブ・リフター	バルブ・リンェーサバルブ・リンタ	
シリンダ・ゲージ	シリンダ・ゲージ	
コンロッド・アライナ	コンロッド・アライナ	
+	K	
マイクロ・メータンボー	マイクロ・メータンボー	
インーの一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	イグー	
电Julidiwate 溶接器		
検車装置	検車装置	
横査機器の名称   数   型 式 能 力 能 力	検査機器の名称	数 型 式 能 力
ホイール・アライメント・テスタ	ホイール・アライメント・テスタ	
4	サイドスリップ・テスタ	
ブレーキ・テスタ	ブレーキ・テスタ	
前照灯試験機	前照灯試驗機	
百里	百里計	
(本文) (本文) (本文) (本文) (本文) (本文) (本文) (本文)	还及訂改製機   国価測完吳	
がみなる。	がたがん世上がよいメータ	
検査用スキャンツール	(新)	
(注)検査機器の名称欄の口枠内の該当するものに○を記載すること。	(注)検査機器の名称欄の□枠内の該当するものに○を記載すること	1-2 に と。
$4-(1)$ II $\sim 4-(5)$ (略)	4-①II~4-⑤ (略)	

	排				<u></u>		
第9号様式(傷食)				第9号様式 (傷色)	1		
パロジョン 優良白動車整備事業者の変更届出書				おしらない (返込) (優良自動車整備事業者の変更届出書	丰		
スコダー計画 (大) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本					I		
1~3 (略)				$1 \sim 3$ (略)			
4-① 整備用・検査用機械器具設備の変更(一種整備工場及び二種整備	備の変更	(一種整備工場及び二)	種整備工場の記載	4-① 整備用・検査用機械器具設備の変更(一種整備工場及び二種整備工場の記載	設備の変更 (一	-種整備工場及び	二種整備工場の記載
項目)				項目)			
項目	教	能力		項目	教	能力	力
卓上ボール盤				卓上ボール盤			
オイル・バケットポンプ				オイル・バケットポンプ			
ホイール・バランサ				ホイール・バランサ			
フリー・ローラ				フリー・ローラ			
バルブ・シート・グラインダ				バルブ・シート・グラインダ			
バルブ・リフェーサ				バルブ・リフェーサ			
バルブ・リフタ				バルブ・リフタ			
シリンダ・ゲージ				シリンダ・ゲージ			
コンロッド・アライナ				コンロッド・アライナ			
スプリング・テスタ				スプリング・テスタ			
ラジエータ・キャップ・テスタ				ラジエータ・キャップ・テスタ			
マイクロ・メータ				マイクロ・メータ			
メガー				メガー			
電子計測機器				電子計測機器			
榕接器				熔接器			
検車装置				検車装置			
検査機器の名称	<b>秦</b>	H A	能力	検査機器の名称	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	本	能力
ホイール・アライメント・テスタ				ホイール・アライメント・テスタ			
サイドスリップ・テスタ				サイドスリップ・テスタ			
ブレーキ・テスタ				ブレーキ・テスタ			
前照灯試験機				前照灯試験機			
音量計				音量計			
速度計試験機				速度計試験機			
黒煙測定器				黒煙測定器			
オパシメータ				オパシメータ			
検査用スキャンツール				(新設)			
(注)検査機器の名称欄の□枠内の該当するものに○を記載すること	載すること。			(注)検査機器の名称欄の□枠内の該当するものに○を記載すること	記載すること。		
以下 (類)				以下 (素)			

事 務 連 絡 令和5年3月30日

## 各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿 自動車技術安全部整備·保安課長 殿 沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

> 自動車局整備課 整備事業班長

検査用スキャンツールに係るQ&Aについて

検査用スキャンツールにつきましては、令和5年4月より申請等ができるようになることから、検査用スキャンツールに係るQ&Aを別添のとおり作成しましたので、 業務の参考とされますようお願いいたします。

## 検査用スキャンツールに係るQ&A

Q 1 検査用スキャンツールに係る申請等の添付資料はどのようなものですか。

(答)

検査機器の技術基準に適合する検査用スキャンツールは一般社団法人日本自動 車機械工具協会(以下、機工協といいます。)のHPに掲載されますので、証明書 等の添付書類は必要ありません。

Q2 検査用スキャンツールに係る添付資料がないと、申請者が実際に備えている か確認ができませんが、どのような確認をすればよいですか。

(答)

審査時においては、申請された(備え付けた)検査用スキャンツールが技術上の基準に適合している検査機器であるか機工協のHPにて確認してください。実際に備え付けているかについては監査等の際にご確認ください。

Q3 分離型の検査用スキャンツールの場合、VCIに型式の表示がないのでは。

(答)

認定された検査用スキャンツールであれば、一体型・分離型によらず「型式」 及び「製造番号」が必ず表示されております。

Q 4 検査用スキャンツールに係る申請・届出書の「能力欄」 及び「備付年月日欄」 はどのような記載をしますか。

(答)

能力欄:ファームウエア及びドライバのバージョン情報を記載してください。 備付年月日欄:検査用スキャンツールとして備え付けた日を記載してください。

- Q5 機工協のHPにはどのような情報が掲載されますか。
- (答)以下の情報が掲載されます。
  - 1) メーカー名
  - 2)型式
  - 3)型式試験番号
  - 4) ファームウエアのバージョン
  - 5) ドライバのバージョン
  - 6)対応する通信プロトコル
  - 7) 一体型、分離型の別
  - 8) その他特筆事項(ツールメーカーの指定した PC でしか起動しない 等)

Q6 申請等の審査は何を確認すればいいですか。

(答)

申請書等に記載された型式、ファームウエアバージョン及びドライババージョンを機工協のHPにて確認してください。

Q7 監査時における機器の確認は何を確認しますか。

(答)

型式及びバージョン情報を確認してください。

Q8 監査時等において確認する必要がありますので、バージョン情報の表示方法 を教えてください。

(答)

マニュアル等で確認できない場合は、スキャンツールメーカーにお問い合わせいただくことになります。

Q9 アップデート等によりバージョンが変更された場合、機器の変更届出は必要ですか。

(答)

必要ありません。監査等により変更が確認された場合は自動車検査・整備情報 システムの補正を行ってください。

国自基第 248 号の 3 令和 5 年 3 月 30 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」 の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したので、 貴会(組合)においても傘下会員(組合員)に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。

## 別紙

国自基第 248 号 令和5年3月30日

各地方運輸局長 殿

自動車局長(公印省略)

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」 の一部改正について

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」 (平成3年6月28日地技第156号)を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれ により実施されたい。

## 別紙

国 自 基 第 248 号 令和 5 年 3 月 30 日

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長(公印省略)

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」 の一部改正について

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」 (平成3年6月28日地技第156号)を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれ により実施されたい。

## 「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について (依命通達)」における騒音に係る部分の一部改正について

## 1. 改正の背景及び概要

輸入車に対する二輪車走行騒音規制 (R41-04) については、既に適用が開始されているが、輸入車に対する四輪車走行騒音規制 (R51-03) については、本年4月1日から適用予定である。電気自動車等の取り扱い等の運用上の明確化等を図るため、輸入車に対して R51-03 の適用が開始されるこのタイミングにあわせ、二輪車及び四輪車の両方について以下の改正を行う。

- ・騒音の国際規則(R41-04、R41-05 及び R51-03)においては、二輪車及び四輪車の電気自動車等に対して近接排気騒音の値を求めていないところ、通達においても、当該値の書面を求めないことを明確にする【1.(5)及び(6)のそれぞれの柱書き】
- ・欧州連合規則においては、R41-05 適合車に WVTA ラベル・プレートの車体への表示を求めていないところ、我が国においては R41-05 が輸入車に対して令和6年9月1日に適用が開始されるため、「WVTA ラベル・プレートが車体に表示されていることを示す書面」として認めるのは、R41-04 適合車(通達上は「保安基準適用年月日又は製作年月日が令和6年8月31日以前の自動車」と規定)に表示されている場合のみとする【1.(5)ホ】

## 2. スケジュール(予定)

改 正: 令和5年3月30日 適 用: 令和5年4月1日 新旧対照表 「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」の一部改正について (傍線部分は改正部分)

平成3年6月28日 地技第156号

国自基第 248 号 最終改正: 令和5年3月30日

改 正	現行
~定め文除く~	~定め文除く~
呈	
1. 施行規則第 36 条第 5 項関係	1. 施行規則第 36 条第 5 項関係
「当該自動車が道路運送車両の保安基準第30条第1項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1)~(4)(略) (5)同通達1.(1)5)に係る自動車(二輪自動車に限る。)にあっては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)第118条第1項第3号イに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面(排気管を有する自動車であって停止状態にまいて原動機が作動しないものを除き、近接排気騒音の値を確認で	「当該自動車が道路運送車両の保安基準第30条第1項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1)~(4)(略) (5)同通達1.(1)5)に係る自動車(二輪自動車に限る。)にあっては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)第118条第1項第3号イに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面(近接排気番の値を確認できるものに限る。)。

きるものに限る。)。	
ただし、ロからへの書面にあっては、本邦に輸入する自動車に限	ただし、ロからへの書面にあっては、本邦に輸入する自動車に限
Š	Š
(盤) ニーノ	イ~1(略)
ホ 保安基準適用年月日又は製作年月日が令和6年8月31日以	ホ 欧州連合規則に基づく WVTA ラベル・プレートが車体に表示
前の自動車にあっては、欧州連合規則に基づく WVTA ラベル・	されていることを示す書面
プレートが車体に表示されていることを示す書面	
(婦) ~	(智) 〈
(6) 同通達 1. (1) 5) に係る自動車 (二輪自動車を除く。) にあって	(6) 同通達 1. (1) 5) に係る自動車 (二輪自動車を除く。) にあって
は、細目告示第118条第1項第3号ロに規定する基準への適合を証	は、細目告示第118条第1項第3号ロに規定する基準への適合を証
する次に掲げる書面 (排気管を有しない自動車又は排気管を有する	する次に掲げる書面(近接排気騒音の値を確認できるものに限
自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除き、	° (° %
近接排気騒音の値を確認できるものに限る。)。	
ただし、ロから二の書面にあっては、本邦に輸入する自動車に限	ただし、ロから二の書面にあっては、本邦に輸入する自動車に限
° °	Š
(盤) リート	イ~1 (略)
2.~4. (略)	2.~4. (略)
附則 [平成11年4月22日付け自環第92号]	

記2. (2)の改正は、平成12年10月1日から適用する。

附則〔平成18年6月27日付け国自環第53号〕

この改正は、平成18年10月1日から施行する。ただし、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2第6号に掲げる自動車の範囲に 該当するものにあっては、平成19年4月1日から適用する。

附則〔平成27年3月31日付け国自技第202号国自環第231号〕

1. 本改正規定は、平成27年5月1日から適用する。

附則[令和4年10月7日国自基第128号]

この改正は、令和4年10月8日から適用する。 <u>附則[令和5年3月30日国自基第248号]</u>

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

**- 425 -**

国自基第 251 号の 3 令和 5 年 3 月 30 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局車両基準·国際課長 (公印省略)

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係自動車検査機関の長あてに対して通知したので、貴会(組合)においても傘下会員(組合員)に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。

国自基第251号令和5年3月30日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局車両基準・国際課長 (公印省略)

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について

下記通達について、それぞれ別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

また、関係団体には、その旨周知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1.「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」(平成22年2月5日国自環 第248号)
- 2. 「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」(平成22年2月5日国自環第247号)
- 3.「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(平成23年6月30日国自 環第70号)

## 別紙

国自基第 251 号の 2 令和 5 年 3 月 30 日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長 殿軽自動車検査協会 理事長 殿公益財団法人日本自動車輸送技術協会 会長 殿一般財団法人日本車両検査協会 理事長 殿一般財団法人日本自動車研究所 理事長 殿

国土交通省自動車局車両基準·国際課長 (公印省略)

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係団体の長あてに対して通知したので、了知願います。

## 騒音に係る関係通達の一部改正について

## 1. 改正の背景及び概要

1. 並行輸入車の R51-03 試験を従来路面で行う場合における数値補正【通達①関係】

輸入車に対する四輪車走行騒音規制 (R51-03) については、本年4月1日から適用予定。R51-03 での試験を行うには、本来であれば ISO 試験路が必要であるが、我が国において一般利用が可能な ISO 試験路を有する施設は、1カ所に限られており、同所への業務逼迫等により利用が制限されることが懸念される。このため、令和4年6月の告示改正にて経過措置を置き、並行輸入車については細目告示別添40に規定する試験路(従来路面)が、引き続き利用可能となった。

一方、従来路面は、ISO 路面と比較して粗さが大きく、本来性能よりも不適合車を出す可能性があることから、ISO 路面と従来路面の比較調査を行った。その結果、従来路面で測定した騒音は、ISO 路面と比較して、平均で約3 d B 大きくなった。この結果に基づき、並行輸入車を従来路面で測定する場合は、車両総重量3.5トン以下の自動車については、最終結果の騒音値から3 d B を 差し引いた値とすることができる取扱いを設けることとする。

また、公的試験機関から排出ガス試験の成績書を不正に取得した事案を受けて、平成31年に「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」(平成3年6月28日地技第168号)の通達を改正し、排出ガス試験については取扱いを厳格化したところであるが、輸入車に対して R51-03の適用が開始されるこのタイミングを捉えて、騒音に関しても同様に、写真による記録や試験成績書への添付等の厳格化を行う。

## 2. その他の所要の改正【通達②、③関係】

二輪車走行騒音規制 (R41-04) については、既に適用が開始されているところ、WVTA ラベル・プレートの取り扱いの明確化等を図るとともに、輸入車に対しての R51-03 の適用にあたっても同様の改正を行う。

## 2. 改正の通達

- ① 「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」(平成22年2月5日国自環第248号)
- ② 「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」(平成22年2月5日国自環第247号)
- ③ 「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(平成23年6月30日国自環第70号)

## 3. スケジュール(予定)

改 正: 令和5年3月30日 適 用: 令和5年4月1日 「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」の一部改正について
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

国自環第 248 号 平成22年2月5日

国自基第 251 号 最終改正: 令和5年3月30日

<u> </u>	故 正	現行
	非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて	非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて
	指定自動車等(型式指定自動車、特定共通構造部型式指定自動車、騒音型、注重による。)	指定自動車等以外の非認証車、消音器改造車等に対する加速走行騒音試 の エ にい こ
	防止装置指定目動車、目動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱いを受けた自動車をいう。以下同じ。) 以外の自動車(以下「非認	験の取扱いについては、下記のとおりとするので、今後はこれにより取り扱われたい。
	証車」という。)、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおりとするので、今後はこれにより取り扱われたい。	
	なお、別紙のとおり、関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したの	なお、別紙のとおり、関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したの
	で申し添える。	で申し添える。
	1. 非認証車に係る公的試験機関成績表について	1. 非認証車に係る公的試験機関成績表について
	公的試験機関が、 <u>非認証車</u> に対して、 <u>道路運送車両の保安基準の細</u>	公的試験機関が、 <u>指定自動車等以外の非認証車</u> に対して、 <u>細目告示</u>
	目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目	別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験の結果又は <mark>協定規則</mark>
	告示」という。)別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験の結	第41号第4改訂版補足第5改訂版若しくは協定規則第51号第3改
	果又は協定規則第41号若しくは協定規則第51号に基づく加速走行	<u> 訂版補足改訂版</u> に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面として加
	騒音試験の結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表(「改造	速走行騒音試験結果成績表(「改造自動車に係る新規検査の際に提出す
	自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(平成23年6月	る書面について」(平成23年6月30日付け国自環第70号。以下「改

30日付け国自環第70号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。)7.の規定に基づく加速走行騒音試験結果成績表をいう。以下同じ。)を発行する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 公的試験機関は、加速走行騒音試験結果成績表の発行を申請する者(本邦に輸入する自動車にあっては、当該自動車の輸入者に限る。) が同一型式及び同一構造であると申告した自動車(使用過程において消音器を改造したもの及び指定自動車等であって消音器を改造したものを除く。以下この(1)から(5)までの規定において同じ。) について、申告内容が真正なものであることを確認し、それらの自動車が同一型式及び同一構造であると認められる場合には、30台に1台の割合で試験を行うこととする。

ただし、本邦に輸入する自動車であって、次の(D及び(Dに掲げる要件に該当するものとして(4)に規定するものについては、これらの試験を(0台に(1台の割合で行っても差し支えない。

- )設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。
- ② 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、加速走行騒音の成績が基準値以下で安定していること。
- (2) 公的試験機関は、(1)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等 を求めることができるものとする。

造車の新規検査時提出書面通達」という。) 7. の規定に基づく加速走行騒音試験結果成績表をいう。以下同じ。)を発行する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 公的試験機関は、加速走行騒音試験結果成績表の発行を申請する 者が同一型式及び同一構造であると申告した自動車について、30 台に1台の割合で試験を行うこととする。 

- ① 設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。
- ② 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、加速走行騒音の成績が基準値以下で安定していること。

(新設)

(3) 公的試験機関は、(1)の加速走行騒音試験を行う自動車について、 外観及び騒音防止装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同 一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自 動車のもの)を加速走行騒音試験結果成績表に添付するものとする。 (4) (1) ただし書きの要件に該当する自動車は、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が本邦に輸入する自動車であって、設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われているものとする。

(5)公的試験機関は、協定規則第51号に基づく試験方法により測定し、かつ、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。)第27条第35項に基づいて旧試験路(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成28年国土交通省告示第681号)による改正前の細目告示第118条に規定する試験路をいう。以下同じ。)において測定した車両総重量3.5トン以下の自動車(本邦に輸入するものに限る。)の試験結果については、旧試験路による影響を考慮して、適用関係告示第27条第35項に規定する環境が整うまでの間、最終結果の市街地加速走行騒音値(Lurban)から3dBを差し引いた値とすることができるものとする。

- 2. 消音器改造車に係る公的試験機関成績表について
- (1)公的試験機関が、使用過程において消音器を改造した自動車に対して、加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1)前段の規定を準用する。この場合において、1.(1)前段中「自動車(使用過程において消音器を改造したもの及び指定自動車等であって消音器

(2) (1) ただし書きの要件に該当する自動車は、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が本邦に輸入する自動車であって、設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われているものとする。

(新成)

2. 消音器改造車に係る公的試験機関成績表について

公的試験機関が、使用過程において消音器を改造した自動車に対して、加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1. (1) 前段の規定を準用する。

<u>を改造したものを除く。以下この(1)から(5)までの規定において同じ。)」とあるのは、「自動車であって使用過程において消音器を改造したもの」と読み替えるものとする。</u>

- (2) 公的試験機関は、(1) の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。
- (3)公的試験機関は、(1)の加速走行騒音試験を行う自動車について、外観及び騒音防止装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を加速走行騒音試験結果成績表に添付するものとする。
- 3. 指定自動車等の新規検査時に提出する公的試験機関成績表について
- (1)公的試験機関が、消音器を改造した指定自動車等に対して、改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)②、6.(2)②又は6.(3)②の規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行野音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1)前段中「自動車(使用過程において消音器を改造したもの及び指定自動車等であって消音器を改造したもの及び指定自動車等であって消音器を改造とたもののは、「指定自動車等であって消音器を改造とたもののは、「指定自動車等であって消音器を改造したもの」と読みとあるのは、「指定自動車等であって消音器を改造したもの」と読み
- (2) 改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)①、6.(2)①又は6.(3)①の規定に基づき提出される加速騒音試験結果を表す書面は、公的試験機関又は自動車製作者等により実施された加速走行騒音試験結果成績表の写しで差し支えないものとする。

替えるものとする

(3) 公的試験機関は、(1) の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。

# (新設)

# (新設)

- 3. 指定自動車等の新規検査時に提出する公的試験機関成績表について
- (1) 公的試験機関が、消音器を改造した指定自動車等に対して、改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)②、6.(2)②又は6.(3)
- ②の規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行 騒音試験結果成績表を発行する場合は、1. (1) 前段の規定を準用する。
- (2) 改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1) ①、6.(2) ①又は
  - 6. (3)①の規定に基づき提出される加速騒音試験結果を表す書面は、 公的試験機関又は自動車製作者等により実施された加速走行騒音試験 結果成績表の写しで差し支えないものとする。

# (新設)

(新設)	(新設)
(4) 公的試験機関は、(1)の加速走行騒音試験を行う自動車について、 外観及び騒音防止装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同 一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自 動車のもの)を加速走行騒音試験結果成績表に添付するものとする。	4. 協定規則に係る略語及び意味について 本通達で使用する「協定規則第41号」及び「協定規則第51号」に係 る意味については、細目告示第2条第2項によるものとする。 ただし、最新の協定規則が適用されない場合の当該意味については、こ の4. 前段の規定にかかわらず、適用関係告示第27条の規定によること ができる。

附則〔令和5年3月30日国自基第251号〕

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

統 別

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

国自環第 247 号 平成22年2月5日

国自基第 251 号 最終改正: 令和5年3月30日

土 42	期 存
~定め文際〈~	~定め文除〈~
TL] flim	The Table
第1~第2 (略)	第1~第2 (略)
第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い	第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い
1.~2. (略) 3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書	1.~2. (略) 3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく
面等について	書面等について
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第4号ロ (3) 及び第	(2) 次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第4号ロ (3) 及び
196条第3項第2号ロ(3)の外国の法令に基づく書面又は表示により、	第196条第3項第2号ロ (3) の外国の法令に基づく書面又は表示に
協定規則第41号第5改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合	より、 <mark>協定規則第41号第4改訂版</mark> 又はこれらと同等の欧州連合指
することが明らかである自動車に該当するものとする。	令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。
① 欧州連合規則168/2013に基づく自動車製作者が発行する完	① 欧州連合規則168/2013に基づく自動車製作者が発行する
成車の適合性証明書 (COCペーパー) を有する自動車	完成車の適合性証明書 (000ペーパー) 又はこれと同等のも
	の (WVTAラベル・プレート)を有する自動車
② 協定規則第41号第5改訂版に基づくマークが、車両識別表示	② 協定規則第41号第4改訂版に基づくマークが、車両識別表

(3) (時)	(3) (略)
ことが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型	明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動
器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられている	同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが
あって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音	って、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と
この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車で	この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であ
された車両型式の自動車と同一と認められる自動車	
式認可書をいう。)の写しを有し、かつ、当該認可書に記載	認められる自動車
型式認可書又は欧州連合規則901/2014附則VI付録1の車両型	し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と
合する旨の認可書 (協定規則第41号第4改訂版附則 I の車両	第41号第5改訂版附則Ιの車両型式認可書をいう。)の写しを有
③ 協定規則第41号第4改訂版又は欧州連合規則168/2013に適	③ 協定規則第41号第5改訂版に適合する旨の認可書(協定規則
る自動車	動車
示 (車両データプレート) 内か又はその近くに表示されてい	(車両データプレート)内か又はその近くに表示されている自

[令和5年3月30日国自基第251号]

1. この改正は、令和5年4月1日から適用する。

であって、令和5年8月31日(輸入された自動車にあっては、令和6年8月31日)以前に製作されたもの 二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)

は、改正後の通達第3の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について新日対照表

傍線部分は改正部分)

自公第 163 号 昭和50年11月12日自車第708号、

国自環第70号 平成 23 年 6 月 30 日

組織改正により整備部長通達から課長通達として制定)

# 国自基第 251 号 最終改正: 令和5年3月30日

> 改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面につい また、指定自動車等(大型特殊自動車を除く。)であって、消音器等の ては、同通達によるほか、下記6.及び7.によることとされたい。

0人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。

改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面につい

ては、同通達によるほか、下記6.及び7.によることとされたい。

また、指定自動車等(大型特殊自動車を除く。)であって、消音器等の

0人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。

(盤) . 5  $\dashv$ 

(盤)

\ ت

6. 原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合

- 1)(駋)
- (2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車

①及び②の規定により協定規則第41号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。

また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添 112 「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとす。

- ① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)
- → 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された<u>協定規則第41号</u>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)
- ② 消音器の改造
- → 公的な試験機関において実施された協定規則第41号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)
- (3) 細目告示第40条第1項第5号に係る自動車
- ①及び②の規定により<mark>協定規則第51号</mark>に基づく加速走行騒音

6. 原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合

- (1) (騔)
- (2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車

①及び②の規定により<u>協定規則第41号第4改訂版補足第5改</u> <u>訂版</u>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。

また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとす

① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)

ю°

- → 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定 規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音 試験の結果を表す書面(改造後)
- ② 消音器の改造
- → 公的な試験機関において実施された協定規則第41号第4改 <u>計版補足第5改訂版</u>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面 (改造後)
- (3) 細目告示第40条第1項第5号に係る自動車
- ①及び②の規定により協定規則第51号第3改訂版補足改訂版

試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写

し)を提出するものとする。

また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添 112 「後付消音器の技術基準」II に基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとす z

- ① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)
- → 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された<mark>協</mark> 定規則第51号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面 (改造後)
- ② 消音器の改造
- → 公的な試験機関において実施された<u>協定規則第51号</u>に基 づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

7. (略)

8. 協定規則に係る略語及び意味について

本通達で使用する「協定規則第41号」及び「協定規則第51号」に係 る意味については、細目告示第2条第2項によるものとする。

ただし、最新の協定規則が適用されない場合の当該意味については、 の4. 前段の規定にかかわらず、適用関係告示第27条の規定によるこ

ができる。

に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同 基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本 通を提示して、その写し)を提出するものとする。 また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。

- ① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更い。)
- → 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された<mark>協定規則第51号第3改訂版補足改訂版</mark>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)
- ② 消音器の改造
- → 公的な試験機関において実施された協定規則第51号第3 <u>改訂版補足改訂版</u>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

7. (略)

(新設)

別添1~10(略)	別添1~10(略)
別添11	別添11
別添12 (略)	別添12 (略)

附則 [平成11年4月20日自環第91号]

表題及び記 4.の改正は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附則[平成19年3月9日国自環第251号]

平成19年8月31日以前に製作された自動車は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則 [平成19年7月31日国自環第63号]

改正後の通達 1. に基づく「排出ガスの光吸収係数の値を表す書面(改造後)」の提出は、平成 20 年 7 月 31 日までの間とする。

附則〔平成22年2月5日国自環第244号〕

- 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)は、改正後の通達 1.から 5.の規定は適用されない。
- 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車は、改正後の通達 6.及び 7.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 附則〔平成 23 年 3 月 31 日国自環第 205 号〕

1. この改正は、平成23年4月1日から適用する。

- 1. (2) 文正(4、十) 文 3 中 4 万 1 日 7 4 0 圖 万 9 0。
- 確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示」は、改正後の通達 6. の「細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等 改正前の通達 6.の「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程(平成 20 年国土交通省告示第 1534 号)中 2 の登録を受けた機関が性能等の 確認済表示」とみなす。 8

附則[平成23年6月30日国自環第70号]

- 1. この改正は、平成23年7月1日から適用する。
- 環第 251 号)、附則(平成 22 年 2 月 5 日国自環第 244 号)及び附則(平成 23 年 3 月 31 日国自環第 205 号)の規定は、施行後もなおその効力を有 田田 (平成19年3月9 自公第 163 号) 附則 廃止前の「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(昭和 50 年自車第 708 号、

附則〔平成28年12月6日国自環第184号〕

26 年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)は、改正後の通達 6.及び 7.の規定にかかわらず、なお従 二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)であって、平成 28 年 12 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 前の例によることができる。

附則 [平成 29 年 4 月 14 日国自環第 12 号]

- 動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車(平成 28 年 9 月 30 日以前に指 定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類及び 技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては平成35年)8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自 主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。) 1. 自動車 (乗車定員が 11 人以上の自動車及び車両総重量が 3.5トンを超える自動車) であって、平成 34年 (貨物の運送の用に供する自動車のうち、 改正後の通達 6. 及び 7. の規定は適用されない。 を除く。)は、
- ンを超え、12 トン以下の自動車にあっては平成 35 年)8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 軸距、適合する排 月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車(平成 28 年 9 月 30 日以前に指定を受けた型式指定自動車及 出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。)を除く。)は、改正後の通達 三輪自動車、カタピラ及びそ りを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。)であって、平成 34 年(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5 懸架装置の種類及び主要構造、 (乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、 び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、 自動車  $\ddot{\circ}$

6. 及び7. の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。附則〔平成29年12月13日国自環第139号〕

この改正は、平成 29 年 12 月 13 日から適用する。

則[令和5年3月30日国自基第251号]

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

## 「装置型式指定実施要領について(依命通達)」等の一部改正について

令和4年1月自動車局審査・リコール課整備

#### 1. 改正の背景

今般、装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)の改正等に伴い、以下に掲げる 事項について、次に掲げる通達の一部を改正します。

- ・「装置型式指定実施要領について(依命通達)(平成 10 年 11 月 12 日付自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号)」(以下、装置型式指定実施要領)
- 「自動車型式認証実施要領について(依命通達)(平成10年11月12日付自審第1252号)」 (以下、型式認証実施要領)
- ・「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領について(依命通達)(平成 28 年 6 月 30 日付国自審第 535 号)」(以下、多仕様自動車型式指定実施要領)
- 「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」(昭和 36 年 11 月 25 日付自車第 880号)(以下、検査業務等実施要領)

## 2. 改正の概要

- (1)「装置型式指定実施要領」の一部改正
  - 以下の協定規則の改訂に伴い、装置型式指定基準において直接引用している協定規 則番号の改正を行います。
    - 「かじ取装置」に係る協定規則(第79号)
    - ・「燃料タンク取付装置」に係る協定規則(第134号)
- (2)「型式認証実施要領」および「多仕様自動車型式指定実施要領」の一部改正 重量車の新試験法を導入するにあたり、諸元表の記載要領等を改訂します。
- (3)「検査業務等実施要領」の一部改正

令和3年10月1日(輸入自動車にあっては令和4年10月1日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車のうち、OBD 検査の対象となる自動車の自動車検査証の備考欄に、OBD 検査の対象である旨及びOBD 検査が開始となる年月日を記載する規定を追加する。

(4) その他所要の改正を行います。

詳細は別紙参照

## 3. スケジュール

公布:令和4年1月7日 施行:令和4年1月7日 「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」(昭和36年11月25日自車第880号)

昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号 令和 4 年 1 月 7 日付け国自審第 1699 号国自整第 225 号

7块	双比	月1日行び国	日番用 1699 守国日整界 225 专
79T		Щ	
自動車檢查業務等実施要領		自動車檢査業務等実施要領	茰
目次 (略)			
第1章~第2章 (略)	神		
第3章 自動車の検査 (事務関係)	  第3章 自動車の検査(	(事務関係)	
)	$-1 \sim 3 - 4 - 19$ (E)	(5	
١,	3 - 4 - 20	備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、	について、同表中央欄の
記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検エン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(他)	記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。	
査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、	十 課	<u> </u>	ものとする。なお、電子
<u>√</u> 17∧	(乙)  情報処理組織により記録	情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿	:自動車検査記録簿 (乙)
- (第4号様式による。)を作成するものとする。	(第4号様式による。) %	を作成するものとする。	
記載を要する自動車 記載されるべき趣旨 記載例	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
$1. \sim 41.$ (略)	1. ~41. (略)		
<u>42.</u> 令和3年10月1日(輸 OBD検査の対象である旨 OBD検査対象車	(新設)	(新設)	(新設)
入自動車にあっては令 及びOBD検査が開始とな 検査開始年月日 令和6	9		
<u>和4年10月1日)以降</u> <u>る年月日</u> <u>年10月1日</u>			
に指定を受けた型式指			
定自動車及び多仕様自			
動車(指定を受けた時			
点における細目告示別			
添124「継続検査等に			
用いる車載式故障診断			
装置の技術基準」1.に			
規定する対象装置の性			
<u>能が令和3年9月30日</u>			
(輸入自動車にあって			
は令和4年9月30日)			
以前に指定を受けた型			
式指定自動車又は多仕			

様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)		
43. OBD検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD検査の対象外である       OBD検査対象外車         ったが、構造装置の改造等により、OBD検査対象外となった自動車       重	(新設)	(新設)
(注) (略) $3-4-20 \sim 3-4-27 (略)$ $3-5 \sim 3-15 (略)$ 第4章~第6章 (略) 別表第1~第6号様式 (略) 別添1 (略)	(注) (略) 3-4-20 ~3-4-27 (略) 3-5~3-15 (略) 第4章~第6章 (略) 別表第1~第6号様式 (略) 別添1 (略)	
(令和4年1月7日国自審第 1699 号国自整第 225 号) 	(新設)	

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年8月19日 自動車局自動車情報課

# 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について ~電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します~

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場(指定自動車整備工場)が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、本日、「電子車検証特設サイト」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

1. 「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

- 2.「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ
  - ●電子車検証について

令和5年1月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法等を掲載

●記録等事務代行サービスについて

サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載 ※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

3. 「電子車検証特設サイト」の URL・二次元コードはこちら(パソコン・スマホ共通)

https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/



#### 4. 参考

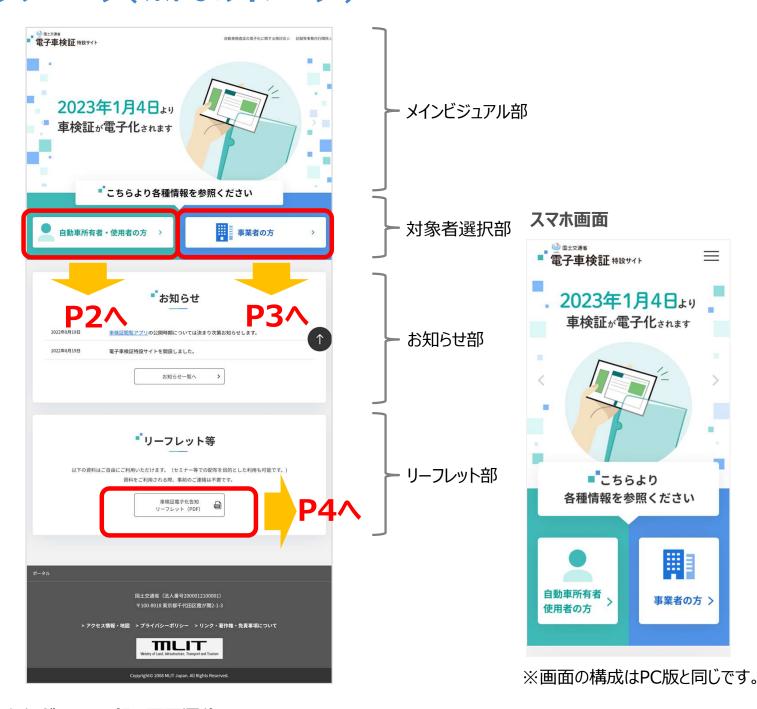
車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について~車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました~」も併せてご参照ください。

⇒https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06\_hh\_000131.html

## 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、伊堂寺、近藤 03-5253-8111 (内線 42115) 直通:03-5253-8588 FAX:03-5253-1639

## トップページ(※PCのイメージ)



## メインビジュアル部の画面遷移



### 自動車ユーザー向けページ(※PCのイメージ)



●電子車検証の仕様や記録事項についてご説明 しています

### (画面イメージ)

。 電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報(A)のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ (B) に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。 二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査部の有効期間」のみ確認する

ことはできません。 (C)

②記載情報の変更



●閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

### (画面イメージ)

 利用開始時期
 2023年1月

 サービス時間
 24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。

 利用可能者
 車検証原本を所持する者又は提示を受けられる者

 動作環境
 PC: Windows 10 パージョン21H1、21H2 Windows 11 パージョン21H2 スマートフォン: iOS 14,15、Android 9,10,11,12

 主な機能
 ・車検証情報の開覧 ・車検証情報の開覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存(※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認(※オンライン環境でのみ可能)

※今後使い方についての動画も追加予定です

### 事業者向けページ(※PCのイメージ)



●記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者 (記録等事務代行者) になるための手続き、サービ ス提供者となった場合に利用するアプリについてご説 明しています。

### (画面イメージ)

### **■** 記録等事務代行者になるには

特定記録当事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸管理部長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続 き、申請に必要となる書類については下記の記録当事務代行ポータルのリンクよりご確認ください。



委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

記録等事務代行者一覧(PDF)

### ■記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章等の発行を行うためには、国土交通省から提供する「記録等事務代行アプリ」をイ ンストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	記録等事務代行者(特定記録等事務代行者及び特定変更記録事務代行者)
動作環境	PC: Windows10, Windows11
主な機能	

利用の流れ 1 ID・パスワードを 入力 2 多要素認証 3 車検証の更新 • ※GビズIDについて詳細はこちら>

### 周知用リーフレット(表面)

# **車検証**が**電子(**な) されます

### 電子車検証でここが変わる!



A6サイスで コンパクト



車検証情報は アプリで確認



記録等事務代行サービスで 一部手続きが出頭不要



電子車検証特設サイト



https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/



### 周知用リーフレット(裏面)

### 電子車検証とは?

2023 年 1 月 4 日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報は IC タグに記録します。IC タグの情報は汎用のカードリーダーが接続された PC や読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。





### 車検証閲覧アプリ

### 車検証 東東京アプリ ・ 100 日本大阪 100

電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有 者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、 車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認すること ができます。

アプリのインストール方法は 準備でき次第特設サイトでご案内します

### 事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されている IC タグの記録情報の書き換え のみの継続検査や変更記録手 続きの場合、運輸支局等から 委託を受けた記録等事務代行 者は運輸支局等への出頭は不 要となります。運輸支局等事務 代行者による電子車検証の記 録事項の書き換え及び検査標 章その他帳票の印刷を可能と する記録等事務代行サービス を新たに構築します。



電子車検証特設サイト

Q

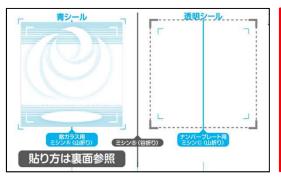
https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/



### 令和5年1月より 検査標章の台紙が変わります

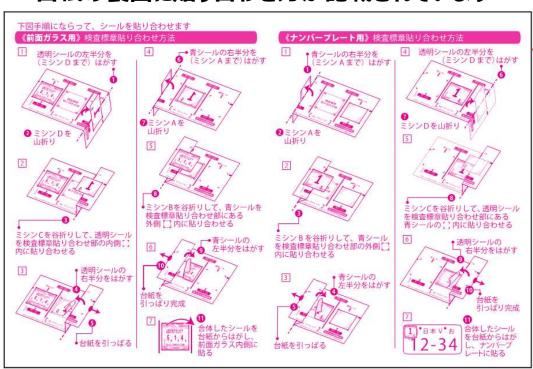
### R5年1月~(はがきサイズ)

### ~R4年12月





### 台紙の裏面に貼り合わせ方が記載されています



### 動画での説明はこちら↓

●【フロントガラス用】検査標章貼り合わせ方法解説 https://youtu.be/vFkgrp3TxN4

●【ナンバープレート用】検査標章貼り合わせ方法解説 https://youtu.be/zNfgJEQqN4Y

### 二次元コード↓

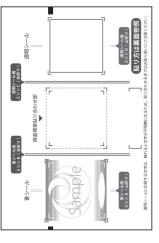
フロント ガラス用



ナンバー プレート用



## 査標章の貼り方 新しい自動車検



新·自動車検査標章(表面)

《ナンバープレート用》検査標章貼り合わせ方法

4 透明シ

| | 青シールの右半分を | (ミシン A まで) はがす

- 青シールの右半分を ⑤ (ミシン A まで)はがす

4

透明シールの左半分を (ミシン D まで) はがす

-

下図手順にならって、シールを貼り合わせます 《**前面ガラス用**》検査標章貼り合わせ方法

**0** ミシンDを山折り 5

るミシンAを 山折り

2

7

裏面の説明や動画にて貼り方をご参照ください。 令和5年1月より新しくなった検査標章は台紙



3

<シートの剥がし方>

台紙を上図のように曲げて**シールの端をゆっくりと立ち上げます**。(ミシン目は折りません)

0





シールの端が立ち上がったら、台紙をゆっくりと下に引き剝がします

### 4 台紙を 引っぱり完成 ミシンCを合折りして、透明シールを検査標章貼り合わせ部にある 青シールのご内に貼り合わせる | or なしたシール | な台紙からはが | し、ナンバープ | レードに貼る ・透明シールの | 右半分をはがす

・剥がし方の注意点



66





## 新·自動車検査標章 (裏面)

1.8\*V.8 12-34

台紙を引っぱる

♦台紙を引っぱる

台紙を 引っぱり完成

Pe

● 透明シールの 右半分をはがす

 $\sim$ 

・青シールの 左半分をはがす

ミシンBを谷折りして、青シールを検査標章貼り合わせ部の外側 口内に貼り合わせる

●青シールの 左半分をはがす

9

ミシンCを谷折りして、透明シールを検査標章貼り合わせ部の内側に、内に貼り合わせる

●ミシンBを谷折りして、青シールを検査標章貼り合わせ部にある外側 □内に貼り合わせる

`⊚

### でもご確認ください 貼り方の手順は動画



https://youtu.be/wD\_H5veNyek

ナンバープレート用

https://youtu.be/pi2-dtUPFaU

7

● ボッンロを 山折り

### 令和5年1月4日から

クレジットカードで

自動車重量税・自動車検査登録手数料の

お支払いが可能になります。

令和5年1月から車検などの手続きの際に必要となる自動車重量税・自動車検査登録手数料の支払いについて、クレジットカードの利用によるキャッシュレス決済を開始します。



### 利用できるカード

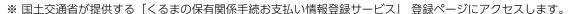
VISA / Mastercard / JCB American Express / Diners club

### 対象とする税・手数料

自動車重量税、国に納める検査登録手数料、自動車技術総合機構 に納める検査手数料、技術情報管理手数料(OBD 手数料)

### お手続き方法

インターネットサイトでクレジットカードを利用してお支払いを行います。 QRコードからアクセスください。





1234 5678 9012 345

### STEP 1 手続き開



①申請を行う手続き を選択します

②申請方法を選択 運輸支局への電 子申請(OSS)と窓 口申請で金額が 異なることがあり ます。

※不明な場合は申請 代理人等に確認下 さい。

5.55E 1.55E 1	る自動車の情報をごみ	、力ください。 動車の情報を読み取り入力すること	もできます
	電子車検	証の読み取り	
<b>自動車登録番号</b> 例: 品川 399 さ 1			*必須
選択		▶ 399	
		半角英数字	
ਰੇ	1234		
全角かな、全角英大 字	文 半角数字		
車台番号			*必須
車台番号	(英数字のみ)		
● 車台番号	(漢字含む)		
登録予定日			
半角数字			

③自動車登録番号・ 車台番号を入力し ます。

※車検証に記載があります。

### STEP 2 上限金額設定



①入力いただいた情報から自動で概算金額が表示されます。

※正式な金額は検査 終了後に確定します。

※税の支払いがない 手続きの場合は決 定金額となります。

お支払い可能な上限額の設定
<b>照算金額の内訳および注意事項をご確認いただき、余裕のあるお支払い可能な上限</b>
額を設定しましょう。
※車齢や自動車重量税に関する制度改正によって税・手数料が変わる可能性がある
ため、余裕のある上限額の設定をお勧めします。
※申請手続きの際に確定した金額が、ここで設定した上限額を上回った場合は決済
を行えないため、手続きを完了することができませんのでご注意ください。

②お支払い可能な上 限額を入力してく ださい。

※自動車重量税は検 査の結果、増加する ことがあります。

例) 検査時点で13年 超となった場合 車両重量に変更 を伴う改造等を 行った場合など



- ①税・手数料を支払 う者の情報を入力 します。
- ・氏名
- ・電話番号
- ・メールアドレス の入力が必要です。

登録情報の変更の際 に必要となります。

ご希望の場合はチェッ クください。 登録情報が保存され





登録情報の入力はこれで完了です。 登録したアドレスにご案内メールが 届いたことを確認ください。

### クレジットカード情報の登録

- ご登録案内メールに記載のURLへアクセスしてクレジットカード情報の登録を行います。
  - ※国土交通省が委託した事業者の外部サイトとなります。
  - ※カード決済はこの時点では行いません。
    - カード決済は、国土交通省が行う検査終了後に行いますのでカード利用可能残高にご注意ください。
  - ※自動車重量税については税額のほかに決済手数料が別途必要となります。

- 運輸支局の窓口または電子申請 (OSS) で事前に登録した内容の検査登録手続きを行ってください。
- 検査登録手続き終了後に自動でカード決済が行われます。

クレジットカードが利用可能となるのは国の手続きのみで、軽自動車検査協会が実施している 軽自動車の手続きはクレジットカード払いに対応しておりません。







### 自動車ユーザーの皆様へ

### 令和5年7月より、車検ステッカーの 貼り付け位置が変更となります。

国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッカーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から「前方かつ 運転者席から見やすい位置」に変更しました。自動車ユーザーの皆様 におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただけますようお願いします。



### (前方かつ運転者席から見やすい位置) 運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外:ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置。



### 車検ステッカーイメージ

車外前方 から見た イメージ



車室内 から見た イメージ



※軽自動車の検査標章についても同様の取扱いとなります。





軽自動車検査協会

### 自動車技術総合機構からのお知らせ

### クレーンブーム等の 格納忘れ事故に注意!

### 事例1



ブームを上げキャビンを起こし 車台番号等を確認。



ブームを下げ忘れたまま前進。







更に前進、コース上部の案内 看板と防犯カメラに衝突。

### 事例2



車台番号等の確認後、クレーンを降ろし忘れて検査コースを退出しようと前進し、出口上部のシャッターおよびボックスに衝突。



検査コースの出入口を損傷しますと破損物の落下の危険等によりコース閉鎖に繋がる事が多く、待機されていた他の 受検者の皆様にご迷惑をお掛けする事になります。 また、建屋の修理に加えお客様から預かった東面及び昇降

また、建屋の修理に加えお客様から預かった車両及び昇降器の修理等のため大きな費用発生を伴う場合があります。

### 受検車両を発進させる際 ブーム等の格納忘れに ご注意ください。



### OBD 検査システムをリリースしました!

自動車技術総合機構は、令和5年4月21日12:00(正午)に「OBD 検査システム」をリリースいたしました。また、OBD 検査システムの利用方法をまとめた「OBD 検査ポータル」とお問い合わせ窓口としての「OBD 検査コールセンター」も同時開設しています。整備事業者の皆様方におかれましては、検査項目に OBD 検査が追加される令和6年10月に向けて、ご活用ください。

### 1. 「OBD 検査システム」のリリースについて

「OBD 検査システム」は、主に、整備事業者が OBD 検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムです。当該システムを利用するために、事前に、システム利用申請(事業場 ID 申請)をしていただき、事業場 ID 登録が済みましたら OBD 検査アプリを検査用スキャンツールへインストールし、OBD 検査のプレ運用(令和5年10月から開始予定の OBD 検査の円滑な導入のための習熟期間)に向けた準備をお願いします。
<リリースした OBD 検査システムの全体概要>

- ① 特定 DTC 照会アプリ・・・OBD 検査のための PC 用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可
- ② 利用者管理システム・・・アプリの利用者を登録・管理(事前のシステム利用申請が必要)
- ③ OBD 検査結果参照システム・・・アプリを用いて実施した OBD 検査の結果を閲覧 (上記①~③を総称して OBD 検査システムと呼称しています。)

### 2. 「OBD 検査ポータル」の開設について

OBD 検査、OBD 検査システムの概要や当該システムの利用・申請方法などをまとめたウェブサイトです。チャットボットでの問い合わせも可能です。

システム利用に必要な手続きの詳細については、当ポータルサイトに情報を載せていますので、こちらをご確認ください。





URL: https://www.obd.naltec.go.jp/

### 3. 「OBD 検査コールセンター」の開設について

OBD 検査ポータルでご不明点がある場合、ポータルにアクセスできない場合など、電話でお問い合わせいただけます。

### 4. スケジュール(経緯)

- ·令和元年5月 改正道路運送車両法成立(審査用技術情報管理事務関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の細目を定める告示の一部改正(OBD 検査の基準関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(OBD 検査の適用関係)

### (対象車)

令和3年10月1日(輸入車の場合は令和4年10月1日)以降に指定を受けた新型車 (適用日)

令和6年10月1日(輸入車の場合は令和7年10月1日)以降

<操作方法などのお問い合わせ先>

OBD 検査コールセンター 0570-022-574

(受付時間:月曜日から金曜日(祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。)の午前9時~17時)

お問い合わせ先

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4階 独立行政法人 自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター

電話 03-5363-3441(代表)

FAX 03-5363-3347

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年4月25日 大臣官房総務課

### 国土交通省を名乗るフィッシングサイトに関する注意喚起

国土交通省は4月 25 日、国土交通省を装ったフィッシングサイトを確認しました。不審なメール等を受信した場合には、各都道府県警察のフィッシング報告専用窓口に通報をお願いいたします。

今般、国土交通省を装ったフィッシングサイトを確認しました。

### 具体的には、スマートフォン等に

- -「【国土交通省】重要なお知らせ、必ずお読みください。」
- •「督促状で指定した期限までに未納の自動車税が納付されない場合、 財産の差押えを行います。」

などと記載したSMS(ショートメッセージサービス)が送信される事案が確認されています。

当該SMSは、国土交通省をかたり、架空の「自動車税等お支払いサイト」といったサイトにに誘導するものですが、自動車税の督促状や納付のお知らせ等を国土交通省から、お知らせすることはありません。

また、偽造されたシステム警告が表示され、偽のセキュリティアプリをダウンロードしてインストールを求められる場合がありますが、ダウンロードしないよう注意してください。

このような不審なSMSを受信した場合には、<u>当該サイト等にアクセスをしたり、個人情報を入力したりせず</u>に、<u>各都道府県警察に設けている「フィッシング 110 番」から、フィッシング報告</u>専用窓口に通報をお願いいたします。

### <参考情報>

警察庁ホームページ(フィッシング報告専用窓口一覧)

https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html

・フィッシング対策協議会

https://www.antiphishing.jp/news/alert/mlit 20230425.html

国民のためのサイバーセキュリティサイト

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/cybersecurity/kokumin/enduser/enduser\_security01\_05.html

### 【問い合わせ先】 国土交通省 大臣官房総務課 企画班

代表: (03)5253-8111 (内線 21-479、21-478、21-466)

直通:(03)5253-8916

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表:経済産業省

令和5年5月12日 自動車局技術・環境政策課 旅 客 課

### 国内初!運転者を配置しないレベル4での自動運転移動サービス の開始について

本年5月21日より、福井県永平寺町において、全国で初めて、運転者を配置しないレベル4での自動運転移動サービスが開始されます。

国土交通省は、福井県永平寺町で移動サービスとして運行する車両について、本年3月30日に、全国で初めて、道路運送車両法に基づき、運転者を必要としない自動運転車(レベル4)として認可したところです。

本年 5 月 21 日より、福井県永平寺町において、当該車両を用いた運転者を配置しないレベル 4 での自動運転移動サービスが開始されますのでお知らせいたします。

### <u>(参考1)これまでの経緯</u>

国土交通省・経済産業省では、福井県永平寺町において遠隔型自動運転システムを用いた自動運転車の技術・サービスの実証実験を進めてきました。

この実証実験において、国立研究開発法人産業技術総合研究所が開発した自動運転車について、本年3月30日に国土交通省中部運輸局より、全国で初めて、道路運送車両法に基づき、運転者を必要としない自動運転車(レベル4)として認可したところです。

また、まちづくり株式会社 ZEN コネクトが当該車両を用いて行う自動運転移動サービスについて、本年5月2日付で国土交通省中部運輸局福井運輸支局が、全国で初めて、道路運送法に基づき、運転者を配置しないで運行するレベル4自動運転による自家用有償旅客運送の登録を行いました。

さらに、同社は、本年 5 月 11 日に福井県公安委員会より、全国で初めて、道路交通 法に基づき、レベル 4 自動運転を行うことの許可を取得しました。

これにより、レベル4での自動運転移動サービス開始に係る手続きが完了したことから、本年5月21日よりサービスが開始されることとなりました。

### (お問い合わせ先)

自動車局技術・環境政策課 多田・稲吉

代表: 03-5253-8111 (内線 42255)

直通:03-5253-8592

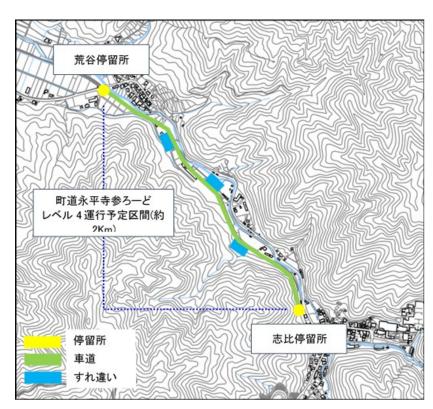
自動車局旅客課 真下・水田・遠藤

代表: 03-5253-8111 (内線 41255)

直通:03-5253-8569

### (参考2)永平寺町における自動運転移動サービスの概要

- (1)運行主体:永平寺町(まちづくり株式会社 ZEN コネクトに運行委託)
- (2) 運行区間: 福井県永平寺町の「永平寺参ろーど」のうち、約2km
- (3)運行車両:ヤマハ製電動カートをベースに、自動運転機能を追加※
- (4)運行形態: 道路に敷設した電磁誘導線上を追従しながら時速 12km で走行車内にも遠隔地にも運転者を配置せずに自動運転車を運行
- (5)運行日時: 土日祝日(年末年始除く)の 10 時~15 時にて定時運行
- (6)利用料金:大人 100円/回、こども50円/回
  - ※3月30日に自動運転車(レベル4)として道路運送車両法に基づき認可



特定自動運行を行う経路